

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（四）

フィリップ・ブオナローティ 著

田 中 正 人 訳

目 次

凡 例

序 言

第一章 革命の諸局面——テルミドールまで

第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散（その1）

第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散（その2）

第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その1）

第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その2）

第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その3）

第四章 蜂起に向けて——警察隊の叛乱、そして山岳派との提携

.....*

以上、一六九号

以上、一七〇号

以上、一七一号

以上、本号

以下、続載

第三章 秘密総裁府——設置とその組織(その2)

民主派の文書

工作部門が設置され、十分に編成されて以来、秘密総裁府は人民の目を覚ますための文書を広めることに休みなく取り組んだ。既存の権力機関によって人民主権が侵害されていること、一七九三年憲法のみが正統であること、万人の幸福は真の平等からのみ生じること、そして、人民が革命のせいにしている災禍はもっぱらその革命が目的を達成していないからであること、これらのことを人民に示さねばならなかったのである。

民主派の文筆家全員がそれに力を貸した。パプーフは彼の『護民官』紙上で蜂起機構の意図を展開し、シモン・デュブレール(第二章訳注(2))を参照)は『人民の啓蒙者』というタイトルの小新聞を通じて、もっとも勤勉な階級の間と同じ教説を広めていた。『自由人新聞』紙を編集していた共和主義者たちもまた、厚かましくも統治形態および偉大な平等制度について議論の場を設けることを通じて、民主政に大きく貢献した。彼らは偉大な平等制度に対して反論したのであるが、その反論を打ち破る反駁を引き出したことによって、その制度の正しさを一日瞭然としたからである。

秘密総裁府がごく早い時期に抱いた関心事のひとつは、人民が再結集すべき論点を積極的に人民に明示することであった。秘密総裁府は「パプーフの教説についての分析」(証拠書類 八)によってそれを明示したのであり、これはジェルミナル二〇日(九六年四月九日)にきわめて大量に配布され、貼り出された。一方、政府はこの文書が大衆に知られないようにしようと努めたのであるが、万人の心に非常に強い印象を与えた。それゆえ貴族たち aristocrats は常識外れと奇抜さを示す傑作として自分たちの新聞に転載し、また愛国派は自分たちの話題や期待の的とした。

ジェルミナル二三日(四月二日)には「わが国の二つの憲法について」が出され、二四日には「フラン・リーブ

ルからその友ラ・テルールへの書簡」(「証挾書類 九」を参照)が発表された。また二五日に「一七九五年憲法に服従する義務はあるのか」と題する文書が広められ、二七日には「護民官から軍隊への請願書」が配布された。二九日には「M・Vへの回答書簡」が、そしてフロレール一日「同二〇日」には「抑圧者たちに対するフランス人民の叫び」が大衆に配られた。

人民の貧窮

愛国派大衆が依然として受けていた迫害と、国民のうちの勤勉な部分が被っていた絶えず募りゆく困窮とが、秘密総裁府の努力に対してすばらしい援軍を提供してくれた。すなわちこのとき、アシニャ紙幣の信用下落の進行が穀物流通量を減少させることによって、生活に必要な品物にも事欠き、あるいは不可欠の家具や衣服を手放さざるをえない状態に労働者を追いやっていたのである。

こうした困窮は、秘密総裁府がその原因と根本的解決策とを提示した文書と相俟って、きわめて激しい全般的な不満の高揚をもたらしたのであり、その結果、間もなく秘密集会によって広まった不満が公然と噴き出し、共和暦第四年ジェルミナル中旬(九六年三月三十一日過ぎ)頃にパリの街頭や広場や橋の上で多数の集会が見られるにいたった。

そのとき人民主権への侵害者たちは、彼らの敵が力を結集していること、そして、人民が平等と民主政的な憲法とを持ち出しつつ、共和暦第二年テルミドル(九日)と共和暦第三年ブレリアール(第二章訳注〔2〕を参照)に、腐敗と貴族支配 aristocratie によって殺された犠牲者たちを悼んでいることを確実に理解した。

蜂起を望む精神の拡大

パリで生起していたこと、人民および兵士たちの意見や演説や議論、これらすべてが秘密総裁府の工作員たちからの

報告書を通じて、また秘密総裁府に参加を認められた監視人による口頭伝達によって、日々秘密総裁府に伝えられている。秘密総裁府はまた、政府の警察内に巧みに潜り込んだ幾人もの民主主義者を介しても情報を得ていた。

やがて秘密総裁府は、自らの働きかけの効果が期待を上回っていることに気づき、また、前兆が見えていた人民の激しい動きを支援し、指導し、有効ならしめることを期待して、あらゆる手段を集中することが緊要であると直感した。

秘密総裁府の作業

陰謀家たちは、ほぼ毎夕、パプーフが身を隠していた場所で会合をもっていたのであり、彼のもとには常に主要文書と陰謀の印章が託されていた。この印章は、革命工作員たちが総裁府の指令を識別するためのものであって、その平らな面の周囲には公安、salut public という語が記されていた。

会議を通じて、以下の事柄、すなわち、

工作員からの報告書および回答の案文、

印刷に回すべき文書、

蜂起の形態に関する提案、

蜂起に引き続いてなされるべきさまざまな立法措置、

共和国の諸制度と組織化、が検討されていた。

秘密総裁府が多数決に基づいて下した決定は、すべて記録簿に記載され、通信と陰謀家の間で分担された準備作業との基礎となっていた。どれひとつ署名はなされなかった。断罪ゆえに潜伏を余儀なくされていたパプーフのみがほぼ唯一ひとり、書簡や指令文起草したのであり、必要となるそれらの写しはひとりの書記（註）によって作成され、（連絡工作員（註）の）ディティエ（第二章訳註〔61〕を参照）によって革命工作員たちに届けられた。

既存の権力機関に取って代わるべき権力機関

既存政府に敵対し、かつ一七九三年憲法の施行を目差して人民の行動を指導すべきことを決定した後、秘密総裁府は状況ゆえにきわめて厄介なものとなった問題を解決しなければならなかった。すなわち、打倒の企ての対象たる権力機関をいかなる形態の権力機関に一気に置き換えるべきか、ということが問題となっていたのである。

一七九三年憲法に従って立法府と政府とを選任すべく、第一次会を直ちに招集することは可能なことではなく、また必ず危険を伴う、との確信があった。何よりも、蜂起と憲法に則った新たな権力機関の樹立との間には、明らかにいくらかの時間的間隔が生じるにちがいがなかったし、一瞬たりとも国民を総裁 *directeur* や指導者 *guide* 不在のまま放置することはやはり軽率の極みでもあった。それ以外にも種々検討してみると、この時間的間隔は選挙と新しい議員たちの「バリ」到着とに最低限必要な間隔よりも長いものとなるにちがいない、と秘密総裁府は考えるにいたった。これらの点はさらに詳しく述べるに値する。

憲法的秩序に先立つ権力機関の必要性

われわれ陰謀家が自らに設定した目標は、公行政の形態を変革することだけではなかった。これこそわれわれ陰謀家の構想の中でもっとも重要な部分だったのであるが、われわれは、適切で持続する法律をフランスに提供することを望んでいたのである。しかも秘密総裁府は、法が発せられ、執行される際の形態が、樹立すべき制度に何らかの影響を及ぼしうることを知らないわけではなかったが、フランス革命の経験と歴史から以下のこと、すなわち不平等は、国家〔市民共同体 *citoyens*〕を分裂させ、相対立する利害関係を作り出し、敵対する情念を激化させ、そして、晶屑に与りえたことに乗じつつ、財産と特権の配分にあたって自分たちだけに都合な秩序を維持し強化することにのみ努める、学があって巧妙な少数の人びとが、不平等ゆえに無知で信じやすく、過度の労働の犠牲となっている大衆を服従させる、と

いう結果を確實にもたらず、ということを教えられていたのである。それゆえ秘密総裁府は、あれほど極端に自然の秩序から遠ざけられてきた人民には適切な選択を行うことがほぼ不可能であり、また、見せ掛けだけでなく實質的に主権のすべてを行使できるような状態に人民を連れ戻しうる特別の手段がそうした人民には必要である、との結論を下した。こうした考え方から、永遠に敵の影響力が人民に及ばないような形で、また共和主義的諸制度の採用に必要な意思の一体性を人民に回復させるような形で構成された、暫定的な革命政府に既存の権力機関を置き換える計画が生まれた。この権力機関はどのようなものなのであろうか。これは厄介な問題であって、秘密総裁府の中で綿密に検討された。アマール宅でも討議された(第二章を参照)ことのある三つの提案が繰り返された。すなわち、第一の提案は国民公会の一部を再招集しようという提案であり、第二のものは独裁体制 *dictature* を創出しようというもの、そして最後の提案は、革命を首尾よく達成する責任を担う新たな機関を創設しようというものであった。¹¹⁾

国民公会の再招集

第一回の「アマール」委員会においてアマールは国民公会の再招集を提案していた。彼の述べていたところによれば、人民が望む権力機関によってしか置き換ええないこの機関のみが、人民の主権者としての意思に反する憲法と法との名において望まれたものであっても、依然として唯ひとつ正統な権力機関なのであった。アマールがさらに続けて言うには、他方では、デクレの正統性は、公会議員のうちで重大な告発がなされた者に対する起訴について法的に定められた形式によって保障された、議員たちの自由いかにかかっているのであった。ところが、共和暦三年ジェルミナル(九三年四月一日)とブレリアール(同年五月二〇日)に、公会議員たち(山岳派議員)が逮捕され、裁判も判決もなしに流刑にされたり、政治的権利を剥奪されたりした。したがって、これらの侵害行為以降の公会の法令は無効であり、共和暦三年憲法の起草はなかったものと見做されねばならないのであって、人民からの真の受任者は依然としてこれ

らの権力濫用に加担しなかったか、あるいはその犠牲となった人びとである、というのであった。

反論

アマールはこうした論理に従いつつ、国民公会から被選挙権なしと宣告された公会議員、そして、立法府から排除されていたために侵害行為には加担していなかった議員たちに再び指導的権力を行使する場を与えることを提案していた。

しかしながらこれら公会議員の大多数は、テルミドル九日の犯罪に参加したこと、秩序破壊分子、排他的分子、恐怖政治家等々という名目で民主派を断罪したこと、民衆結社を閉鎖（九四年一月一二日にジャコバン・クラブ閉鎖命令）したこと、七三人のジロンド派議員を公会に復帰（同年二月八日）させ、貴族 *aristocrates* をすべてを釈放したこと、同僚の幾人かが殺されるのを弱気にも放置したこと、憲法を変えようという提案に対して彼らが沈黙を守ったこと、激しい権力欲、幾人かが富を手に入れたこと、そして一般に人民の諸権利を防衛するに当たっての極端な臆病さ、以上のことについて非難を受けていた。きわめて賢明かつ勇敢な人物たちへのみ祖国の運命を委ねる必要があると確信していた人びとにとって、権力を行使した際にこれほど重大な非難を受けるに値した人びとを最高権力機関に復帰させる、という決断を下すことなど可能だったであろうか。

秘密総裁府は、これほど重要な論拠は、外見上の正統性がもたらすと期待された利点、すなわち、恨みを和らげ、抵抗に打ち勝つ助けになりうると考えられる、かなり疑問の余地のある利点よりも勝るはずである、と判断した。

それどころか秘密総裁府には、どう考えても共和国全土の民主派がバリの民主派の引き起こす推進力を支援してくれてであろう、と思われた。それゆえ、自らの計画の成功を目差す上でもっぱらこの共和国全土の民主派の影響に頼っていたのであって、凝った策は脇に置いて、権力を帯びた人物たちの誤りや弱さをもっとも確実に防いでくれる方法を優先する方が間違いない、と考えたのである。

パリの蜂起者によって選任される暫定的権力機関

こうして公会再招集(案)を退けた後に、秘密総裁府は、パリの蜂起者に暫定的権力機関を選任させ、せひともこの機関に国民の統治を委ねねばならない、という考えを選択することに決めた。事実、即座にフランス人すべての票を集計することは物理的に不可能な状況の中で、それこそが、状況と両立可能な形で全面的に人民主権を尊重する唯一の手段だったからである。こうした利点に、新たな革命の諸原則を擁護しようとする際の勇氣によってそれらの原則に対する献身が証明される人びとに任せるならば、適切な選択がなされる見込みがきわめて大きくなる、という利点が付け加わっていた。

この制度は人民主権と調和していた

平等へのする賢い敵たちが、主権者の諸権利に対するパリの強盗どもによる侵害と彼らが必要と呼ぶであろうものに対して、諸県の住民を蜂起させようと試みるものが予測されていた。正義を行うことしか望んでいない秘密総裁府は、こうした反論に検討を加え、以下のように論駁した。すなわち、

「専制支配が存在するときには、市民はすべて、その打倒に努める権利ならびに義務をもっている〔九三年憲法〕「人権宣言」第三三条、第三五條」。しかし広大な共和国の市民全員が、その目的のために、覆すべき権力機関のもとに赴くことは不可能である。したがって権力機関の近くにいる人びとがまず武器を取るべきである。しかも、新たな権力機関が以前のものを即座に継承することが重要であるがゆえに、蜂起者たちが新たな権力機関を引き受けるべきである。しかも、専制権力を打倒する権利は、必然的にその権力の近くにいる部分の人民に委任されているのであり、また、まさにその部分の人民に対して、暫定的な形で、またできる限り国民主権の諸原則に合致した形で、他のどの部分も行使しえない権利である、その権力に取って代わる権利も委ねられている」との論駁を行ったのである。

しかる後に重要だったのは、蜂起したバリの民衆に対して提案すべき暫定的な形態はどのようなものなのか、ということであった。この点に關してはさまざま意見が存在した。秘密総裁府のメンバーのうちの幾人かは、唯ひとりの人物による政務官制 magistrature に賛成の意思を表明していたが、それ以外のメンバーはむしろ、信頼しうる少数の民主主義者で構成される新しい機関の方を愛好していたのであり、後者の見解が大勢を占めた。

独裁体制は拒否

独裁体制 dictatorship を提案していたドゥボンとダルテは、この独裁体制という語に、平等と実質的な主権行使とを保証しうる単純な法を人民に提案し、また、国民にその法を受け入れる気にさせることを目差す予備的措施を暫定的に命令する、という二つの任務を担う唯ひとりの人物に委ねられる特別の権力機関、という考えを付与していた。彼らによれば、それほど重大かつ大胆な任務は、思想と行動との完璧な一体性の助けがあつてはじめてうまく果たされるのであつて、唯ひとりの指導者によつて立案され、実行されるべきものであつた。彼らは自分たちの意見を裏付けるべく、古代〔ローマ〕の人民の例を引き合いに出し、また、公安委員会の分裂が最近の例であるとして、複数支配体制 pluralistic の有害な結果を想起させていた。

彼らには、このような政務官制についてなされかねない濫用の危険は、この職務を帯びる市民の周知の美德によつて、その職務が達成すべき目標を明確にかつ適法的に説明することによつて、また、その期間について前もつて期限を設定することによつて、容易に回避できると思われていた。

この体制の下での秘密総裁府の任務は、少数の条項のうち改革の目的の概要を示し、新しい政務官職に期限を設け、共和国のもっとも有徳な市民を見つけ、蜂起したバリ市民にその有徳市民の構想を採用させることに還元されていた。

しかしながら秘密総裁府は、以上とは異なつた判断を下した。ただし、独裁体制支持の立場から援用された理由を正

しくないとしたからではない。そうではなくて、選択の困難性、濫用への危惧、この政務官制と王制との類似性、そして何よりも、克服しがたいように思われた広範な偏見、これらのことから秘密総裁府は、あまり多数で構成されるのではない機関の方を選んだのであり、同種の危険を冒すことなく、また乗り越えねばならない障害をさほどもつこともなく、この機関に同じ権限が託されるべきであるとしたのである。

蜂起したバリの人民に対して提案すべき、各県ひとりの民主主義者で構成される機関

この重要な討論の結果は以下の通りである。すなわち、専制支配を打倒した後には、バリの民衆は、最高権力を付与され、各県ひとりの民主主義者で構成される国民議會を設置する義務を負い、「他方」さしあたり秘密総裁府は推薦すべき民主主義者について綿密な調査を行い、また、革命が起きたときにも、秘密総裁府は休むことなくその作業を続け、新たな議會の行動を監視することとなる、というものであった。

陰謀家たちがこれらの重大な問題をこのように解決していた間にも、彼らは人民のごくわずかな傾向にも注意深く目を配っていた。戦闘の日ともなるかもしれない蜂起の日に勝利を確実なものとするべく、彼らは何ひとつおろそかにしていなかったのである。実のところ、民衆の推進力を前に軍隊は戦意を喪失するだろうと考えることができた。しかし、あまり事情を知らず、また服従に慣れている兵士たちに対して有害な市民たる将校たちが及ぼしかねない影響力を考慮しないなどということは、最悪の無分別に属したのである。

秘密総裁府は人民を軍隊よりも強力にする手段について熟考

秘密総裁府は、政府側の兵士を人民の大義に引き寄せるための努力をさらに強化すると同時に、最後は対決にいたるにちがいない場合に備え、民主派を兵士たちよりも強力にしようとした。その意図は、人民軍 *armée populaire* を

直ちに創出することであつて、またこの目的のために、民主派の数や士気や能力について、民主派の敵の力量について、また人民が武器弾薬を入手しうる場所について情報を収集した。さらに秘密総裁府は、自由の友を増強するようフランス全土から呼び寄せる共和主義者のための宿舎を用意し、また、共和暦第三年プレリアールの際のように、偉大な救済の日に人民が飢えから戦場を放棄せざるをえなくなることがないように、食糧倉庫を人念に見張っていた。

リヨンの共和派

諸県の愛国派のなかでも、とりわけリヨンの人びとが秘密総裁府の注意を引いていた。ロベスピエールの信頼を受けて当然であつたりヨンの人びとがパリにいたのであり、またリヨンにとどまっていた人びともその地できわめて毅然とした態度を示していたのであつて、当然にも彼らが大きき貢献してくれることを期待した。総裁府が、リヨンの共和派を結集し、蜂起の定着の観点から彼らを指導する任務を委ねた相手は、この都市の元市長ベルトラン（第二章原注（16）を参照）であつた。

パリにおける不満の高まり

共和暦第四年ジェルミナル二〇日、パリの民衆の間で激しい動きが見られたが、犯罪的な徒党がこれを利用して、民主派と競い合っていた。

政府内部の二つの徒党

その頃から、政府内には主要に二つの徒党が存在していた。平等を旗印に掲げつつも富と権力とを巧みに手に入れた、私が平等の偽りの友ないし成り上がりのエゴイストと呼んだ人びとは、バラス（第二章訳注（37）の補注（*1）を参

照)、タリヤン〔第一章原注(20)の補注〔*1〕を参照〕、ルジャンドル、フレロン〔第一章原注(20)の補注〔*1〕を参照〕、メルラン・ド・ティヨンヴィル、ルーベル等々を指導者と認めていた。いまひとつの徒党は古くからの不平等秩序の支持者で構成されており、私は保守的エゴイスト、ないし古くからの貴族 *aristocrates* という呼称の下に含めた。この徒党は、ジロンド派の残存分子と新憲法の起草者を、そして王政主義者さえも糾合していた。この陣営には、ボワシー・ダングラス〔第二章訳注(25)を参照〕、ラリヴィエール〔証拠書類二二の訳注(14)を参照〕、ティボードー〔第二章訳注(37)を参照〕、デュモラール、カミーユ・ジョルダン、ラルヴェリエール、レポー、ランジュイネ〔第一章訳注(25)を参照〕、ポルタリス、バストレ、シメオン等々が含まれていた。

これらのうち第一の徒党は、自分たちの優越的立場を維持してくれる限りにおいてのみ、その(九五年)憲法を受け入れていた。これに対し第二の徒党は、その憲法を誠実に施行することによる新たな好結果を期待していた。前者は数こそより少なかったものの、より積極的かつ大胆であって、後者に対する暴力的行為を目論んでおり、王政の再建を企てているとの非難を後者に浴びせていた。これに対して後者は、数は多いものの、より偽善的かつ卑劣であって、憲法上の手段によって敵を圧倒しようと企てていた。いかなるものであれ貴族支配は、平等を拒絶すると同時に、競争相手となることを恐れて、他の貴族支配すべてをも拒絶するのであって、その貴族支配からすれば、その競争相手を取り除くためにはいかなる口実でもよかつたのである。ところで、放蕩と貪欲ほど、政治家に対する庶民の評価を損なうものはひとつとしてないことから、古くからの貴族たちは、この種の非難を用いて、平等の真の友および偽りの友に対する民衆の憤激をかき立てようと努めていた。もっとも、平等の偽りの友は民衆の憤激を買うに十分値していたのであるが。

平等の偽りの友は古くからの貴族を権力機関から排除しようとして望んだ

こうした類の攻撃に対し、成り上がりのエゴイストたちは、革命になんらかの関わりをもった大衆を対置していた。

彼らは、自分たちの犯罪に対する批判者すべてを一樣に共和国への敵として提示する要領を心得ていたし、王政が近い將來に復活するという恐怖を煽つて、あらゆる色合いの共和主義者を怖気づかせてもいた。また彼らは、人民の諸権利など無視して、王政主義者たちの陰謀のことだけを考えればよいと主張し、その王政主義者の大胆さは自分たちだけが制圧できると称してもいた。最後に彼らは、民衆の運動が近いことを十分に承知していたのであって、自らその中枢たろうとしてあらゆる策を講じていた。

この徒党の方式からすれば、彼らが横取りするつもりでいる蜂起の目標は、ボワシー・ダン格拉斯、イスナール〔証拠書類 二〕の訳注〔22〕を参照、カドロワ、ラリヴィエールなどといった、彼らの気に入らない人びとを立法府および政府から追い払うことでしかなかったはずである。

平等の偽りの友は自らの周囲に愛国主義者と人民とを結集しようと努めた

彼らはこの目的のために、立法府（チュイルリ宮に置かれた両院）周辺でフランス南部において最近生じた虐殺に反対する激烈な演説を響きわたらせ、反対派〔保守的エゴイスト〕のうちの幾人かが虐殺を扇動していたと非難していた。しかしながら、その保守的エゴイストの目下の敵〔平等の偽りの友〕が、以前からそれを挑発していたのであった。

偽善的な変節者たちは、王党派的な陰謀家の数と企てを誇張するために、民衆の関心を平等の偽りの友たちによる犯罪の行為から逸らせるために、そして人民の信頼を再び手に入れるために、公共の場所へ散らばっていった。

こうして、状況をあまり的確に見抜けない共和主義者たちは、偽りの革命家たちの誘惑と、眞の民主派の助言との間に身を置くこととなった。

こうした二つの動きから総裁府の作業にとって危険な障害が生まれたのであり、間もなく総裁府はそれらを終わらせる必要性に気付いた。

秘密総裁府はこうした策略を挫折させた

秘密総裁府はまたもやまさに真実のうちに對抗措置を求めた。すなわち総裁府は策略を暴いて見せたのであり、策略は挫折した。民衆派から敵側に回った人びとの犯罪的行為を明るみに出すことに充てられた『護民官』紙のある号は、彼らの放った密使たちを狼狽させたのであり、また、革命に何らかの形で誠実に関わった人びとの間には、彼らを支持するものはひとりとして残っておらず、もはや、共和暦第三年〔九五年〕憲法によって樹立された専制支配の速やかな打倒という願望しか存在していなかった、と正直に言うことができる。

追放された公会議員たちの委員会

同じ頃総裁府は、リコール⁽¹⁵⁾、レニユロ⁽¹⁶⁾、シュディユ⁽¹⁷⁾、アマール、ユゲそしてジャヴォーグ⁽²⁰⁾という、すべて共和暦第三年ジェルミナルとブレリアールに追放された山岳派公会議員が、国民公会を、またそれに続いて一七九三年憲法を復活させるべく、彼らが予想する蜂起の先頭に立つために打ち合わせをしていることも知っていた。根拠もないのにヴァディエ〔第二章原注〔2〕の補注〔*3〕を参照〕とバレール〔第一章訳注〔16〕の補注〔*1〕を参照〕が加えられていたこれらの試みは、総裁府にはきわめて重大なものに思われたので、総裁府はそれらの試みを真剣に検討する必要があると考えた。

秘密総裁府はこの委員会の努力を無駄に終わらせた

追放された山岳派に席を譲るべきなのであるか。山岳派に味方すべきなのであるか。彼らの試みに反対すべきなのであるか。以上が、その件に関して秘密総裁府内部で検討された問題であった。

公会再招集を拒否するにいたった理由に、山岳派委員会を拒絶するに際しては、その委員会メンバーの幾人かが抱い

ているあまり民主主義的でない考え方とそれ以外のメンバーのこの上ない意志薄弱ぶりについて得られた知識が付け加えられた。しかし、彼らがかつて共和国に貢献したことが認められていたことから、秘密総裁府は、これら山岳派にそのかさされて起こされかねない動きに対して人民に警戒させるよう、革命工作員たちに対して勧告するにとどめた。同時に秘密総裁府は、彼ら〔山岳派元公會議員〕の身の安全に留意するよう、また、政府が彼らに対して講じており、また秘密総裁府が警察省内の幾人かの主要工作員から日々知らされていた措置を彼らに通知するよう、厳命した。

平等の偽りの友は民主政に反対して古くからの貴族と合流した

共和国の主要な権力機関のうちに存在していたいくつかの徒党は、自分たちにとっても同様に脅威となっている危険を目の当りにして、民主政に反対する努力を直ちに結集していった。

民主主義的な諸原則が新たに広がっていく速さ、救済を旨とする新たな革命を引き起こそうとする文書の大胆さ、権利侵害者の犯罪が暴露され、一七九三年憲法が公然と要求されたあの多数の集会、誰が主導しているのかなかなかに把握できない計画の兆候を示す、あの一斉に沸き起こった要求、大衆の苛立ちと陰謀家たちの大胆さ、これらが平等に敵対する陣営内に激しい恐怖の種をまいた。それゆえ平等の敵たちは、彼らの間での抗争を一時中断し、人民的な教説を説く、手に負えぬ唱道者たちに全力を挙げて対抗する必要性を感じ取った。

総裁政府が民主派に対抗して発した告示

折から、総裁政府の発した一本の告示が、公的¹⁸改革への敵すべてに警戒心を起こさせた。その告示の中では、民主派がひどい中傷を受けており、また、民主派を断罪したり死刑に処したりするというデクレが援用されていた。

その際、バンテオン・クラブの暴力的な閉鎖を正当化すると考えた際に用いた偽善が、はるかに悪意に満ちた形でそ

の毒舌を浴びせかけた。民主派をすべて憎むべき存在にしようと望んだ政府は民主派に対して、民主派が国王による専制支配を復活させる手段にし、また、略奪によって金持ちになろうという二つの意図から、国家を恐ろしい秩序破壊に投げ込もうとしている、という非難を加えたのである。

まさに同じような非難によって、テルミドール後の公会は、新たな貴族支配という圧制をフランスに押し付けることに成功していた。しかしながら、革命の結果、また金持ちになるための多くの機会を提供してくれた地位の結果、貧しくなってしまった人びとに、金まみれ体質という非難を浴びせることは常識あることだったのであるか。要するに人が承認した法の執行を要求したにすぎない人びとに秩序破壊分子という烙印を捺す権利など、テルミドール九日以後に多くの暴力を振るった人びとにあったのであろうか。民主派の述べたところによれば、唯一真正正銘の秩序破壊は、人間の自然権を侵害することによって、諸国民に対して次から次へと起きる動乱あるいは致命的な無気力状態を余儀なくしている、法と称せられているものうちにあった。民主派の一貫した行動と、彼らが抱き続けていた真の共和国樹立の要求とは、誰ひとり信用する者のなかった、偽装した王政主義という非難に対する十分な反論となっていたのである。王党派の方は、自分たちにとってもっとも恐るべき敵を取り除いてくれ、民主派を自分たちの協力者としうるのでないかというはかない期待さえ抱かせた、こうした奸策を歓迎したのである。

これほど確かな理由を前にしても、総裁政府の厚顔無恥ぶりには動ずるところがなかった。人民の諸権利に対する侵害の上に構築された総裁政府は、人民の諸権利を消滅させることのみを考えていたからであり、この憎むべき決意ゆえに総裁政府からは羞恥という感覚がすべて消え失せていたからである。総裁政府は、誹謗中傷を執拗に続けることによって真実を圧殺できるであろうと考えていたのであり、また、敵を絶えず恐るべき色合いの下に描き続けることによってさまざまな市民階層すべてを自らのもとに結集しうると思い込んでいた。

しかしながら、この不実の告示〔声明〕には、悪者たちを青ざめさせるひとつの真実が含まれていた。すなわちそれ

は、(一九五年)憲法に基づいた新たな専制支配の転覆を計画する精力的な結社の存在を証明していたのである。

言論および出版の自由を妨げる法律

当時、人民の諸権利をあえて公然と支持する者がひとりとしていなかった議員たちの腐敗と卑劣さは以上のごとくであった。一二人を除くすべての五〇〇人院議員が、共和暦第四年ジェルミナル二七および二八日(一七九六年四月一六および一七日)の重大な結果をもたらす法律〔第一章訳注〔77〕を参照〕を急いで受け入れたのであり、彼らの立派な同輩たち〔元老院議員〕も同じ日に満場一致でそれらを承認した。

法律の名を帯びるに値しないこれらの法令 *lois* は、公の自由に対する侵害であった。それらによって市民の平穩な集会はどれも、叛乱を煽る集会として解散させられかねず、さまざまな統治〔形態〕の長所あるいは欠点についての議論はどれも、死刑を課せられかねなくなった。それらのおかげで、国家の憲法の改正はいっさい不可能となり、最後に、法律について討議し、政治的クラブとして団結する権利をすでに奪い取られていたフランス人は、国内情勢についての自らの考えを自由に表明する権利をも取り上げられたのである。

民主派に対する新たな迫害

それ以来、専制支配の木々端警官たちが、民主派の弁士、著述家そして行商人たち⁽¹⁹⁾に対する無遠慮な行為を強化した。ほんの些細な批判も、ほんのわずかなつぶやきも、叛乱を煽る挑発に変えられてしまい、最良の市民たちを投獄する口実を提供することとなり、また、祖国の災禍によって受けている苦悩へのいくらかの癒しを友情の発露に求めて公共の場に赴いた温和な人びとに対し、軍隊機構が配置されるようになった。

自由の友の憤慨

義憤が自由の誠実な友たちすべての心を捉え、抑圧に抵抗する決心をさせた。彼らは包み隠すことなく、自由に生き、自由にか、しからずんば死を、という誓約を守るべきときが到来した、と述べていた。

秘密総裁府は彼らの焦りを鎮静させた

しかし、自らの党派の力量と敵の力量とを測りうる地点に位置していた秘密公安総裁府は、戦端を開く時期はいまだ到来していないと判断した。不幸な組み合わせとなったために貴族支配の樹立に大きく貢献してしまった出来事のひとつ〔九五年一〇月五日のヴァンデミエールのクーデタ未遂後の展開〕を恐れていたがゆえに、また、自らの努力を、それが不首尾に終われば民主政をすっかり台無しにしてしまう、最後の努力と見做していたがゆえに、秘密総裁府は、蜂起分子すべての足並みを慎重に揃えることが勝利を手にするために不可欠と考えたのであり、それより前に攻撃の口火を切る決断を下すことはできなかった。

秘密総裁たちの名前ほうまく隠蔽されていたものの、彼らの結社と活動は民主派全員に認識されていた。こうした認識は、彼ら民主派の希望の支えとなるとともに、革命工作員たちを通じて、あるいは『護民官』『人民の』啓蒙者』両紙を通じて彼らに伝えられる忠告に耳を傾けさせることとなった。

きわめて長期にわたって失敗が続いた果てに、何度も断罪され、消える寸前であった大義をあきらめないほど固い決意の少数の人びとが構想し、秘密裡に指導する計画を信頼して支援してくれるその友すべての協力によってはじめて、真の共和国の救済を達成しうることを、誰もが確信していた。

秘密総裁府はこうした信頼感のおかげで、ごく穏健な人びとでさえかつての戒厳令〔第一章訳注(9)を参照〕に譬えたジェルミナル二七日および二八日の法律に触発された時期尚早の激発を押しとどめることができた。しかし秘密

総裁府は、一方の手で危険な爆発を抑えてはいたが、他方では、迅速な決着と確実な勝利へと秘密総裁府を導くはずのすべての流れを急いで結集しようとしていた。敵たちを勇気付け、友たちを分裂させ、その意気込みを挫くことにもなる遅滞は、秘密総裁府からすれば拙速よりも危険が小さいように思われていた。自由を迅速に救うか、さもなければ自由とともに死ぬかという決断を下した秘密総裁府は、革命工作員たちの活動を急がせ、まだ確信を抱けないでいた軍隊を引きつけるための熱意を強化し、また、蜂起の形態とその後になされるべき立法との決定に熱心に取り組んでいた。

原注 (原注番号は前号から続きで示してある。)

(8) この文書は手許にない〔国立文書館に所蔵AN. W. 563 d. 78〕。

(9) 「証拠書類 一 一」〔七九五年憲法に服従する義務はあるのか〕を参照。

(10) 「証拠書類 一 二」〔護民官から国内軍に宛てた請願書〕を参照。

(11) 「証拠書類 一 三」〔護民官パブーフへ、その他〕を参照(ただしこの「証拠書類 一 三」という番号に含まれる四点の文書は、紙幅との関係で次号送りとした)。

(12) 私はこの文書を見つけ出せなかった〔国立文書館に所蔵AN. W. 563 d. 78〕。

(13) 勤労階級の財産はすでにきわめて僅かなものとなっていたが、その僅かな財産に対するこうした言語道断な侵害は、穀物の公定価格(第二章訳注〔61〕を参照)と金持ちたちからの現物での徴税という、テルミドール九日以前にはあまりにも大量のアシニヤ紙幣の発券に訴える必要性を退けていた二つの手段を廃止したことの帰結であった。国民への食糧供給はそのときから、ほぼ全員が人民的な諸改革への反対者であった土地所有者たちと貪欲な商人たちの手に委ねられたのであり、それゆえ貧乏人は生活に必要なものを奪われ、富裕階級の不要物と奢侈とを増大させることとなった。

(14) フランス革命の経験、そしてとりわけ国民公会の混乱および変貌ぶりから、私には、再生 regeneration を目差す革命の初期においては、不平等と暴政との体制の下で形成された考えをもつ人民には、自分たちの投票を通じてその革命を指導し、完遂する任務を帯びた人びとを選任することはほぼ不可能である、ということが十分明らかとなったように思える。この困難な任務は、祖国と人類とに対する熱烈な愛に燃えていて、長い間にわたって国民の災禍の原因を探ってきたかゆえに、一

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀(四)

般に行き渡っている偏見や悪癖から解放され、同時代人たちの知性を凌駕しており、また、金銭と卑俗な権勢とを軽蔑しているがゆえに、平等の勝利を確固たるものに通じて不滅の存在となることに自らの幸福を位置づけている、賢明にして勇敢な人物にしか帰属しえないのである。それゆえおそらく、政治革命が引き起こされたばかりのときには、実質的な人民主権を重視する点からも、国民の票を獲得することよりも、最高権力機関をできる限り専断的でない形で、思慮深くで強烈に革命的な人びとの手中に置くことの方にいっそう取り組むべきであろう。

(15) 秘密総裁府は、これらの公會議員たちの多くを信用しないのは根拠のあることであると自ら思っていたとはいえ、それでもそのうちの幾人かに対しては彼らが当然受けるべき敬意と尊敬とを払っていた。

(16) フランスが民主政と自由とを喪失したのは、国民公会内での意見の多様性、利害の対立、美德や一体性や辛抱強さの欠如に原因があるのでないとするれば、理性的に考えていったい何に原因があるとすべきであろうか。腐敗した国民の間で平等を維持するためではなく、平等を確立するためにこそ、強力で抵抗不可能な権力機関が必要とされる、と私には思われる。共和暦二年あるいは第三年に、ロベスピエールという筋金入りの人物にドゥボンとタルテが提案した独裁権力 *dictature* を与えていたならば、革命はその真の目標を達成していたであろう、と考えられるのである。

(17) 当時のフランス共和国は九七県に分けられていた（一七九〇年には八三県、九五年憲法では八九県と一一の植民地（海外）県で構成。その後ベルギーおよびライン河左岸の併合や分割によって総裁政府の下では大陸部に九七県となった）。

(18) こうした特徴から、共和暦五年フリユクチドル一八日（第二章原注〔26〕の補注〔*7〕を参照）に勝利した徒党と敗北した徒党とは簡単に見分けることができる。この日の出来事は、共和派に柔軟性が欠如していたせいで遅れていたためあり、共和派がもはやこれらの徒党のどちらにも望まなかったことから、これらの徒党は共通の敵である民主派に対抗して結合せざるをえなくなったのである。

(19) 「証拠書類 一四（愛国者たちへの緊急の伝言）」（次号掲載）を参照。

(20) ユゲとジャヴォーグは、グルネル兵營事件の虐殺の後で、タンブル軍法會議（第二章原注〔16〕の補注〔*2〕を参照）によって殺害された。

(*) ユゲ、マルク・アントワーヌ Marc-Antoine Huguet（一七五七年カンタル県、九六年一〇月九日パリ）。革命前にオーヴェルニュ地方の小教区で主任司祭。宣誓派司祭となり、クルーズ県の司教に。九一年九月に立法會議議員に選出。九二年

九月には国民公会議員に選出。山岳派に属し、国王処刑に賛成。テルミドール以後は革命派の陰謀に関わり、共和暦第三年ジェルミナル一二日（九五年四月一日）には公会に乱入した叛徒の側に立った。同日中にアマールらとともに逮捕されアム監獄に収監され、共和暦第四年ブリュメール二日（九五年一〇月二四日）に釈放。グルネル兵営事件（九六年九月一〇日）の際に兵営内で捕らえられ、タンブル軍法廷にかけられて銃殺刑に。

（*2） ジャヴォーグ、クロード Claude Javogues（一七五九年ロワール県、九六年一〇月一〇日パリ）。公証人の家の出。革命勃発時にはモンブリゾンで検事見習い。九二年九月にロヌエロワール県から公会議員に選出。山岳派に属し、ジャコバン・クラブに参加。国王処刑に賛成し、マラー告発に反対。九三年七月にソーヌエロワール県、次いでロヌエロワール県に派遣された。リヨンの反革命鎮圧に努力し、多数を処刑。九四年二月には公安委員会メンバーのクートン（第一章原注（20）の補注（5）を参照）と保安委員会とを非難。クートンはジャヴォーグの召還を公会に決定させた。テルミドール後の九五年六月、同年春の蜂起への共感と共和暦第二年の活動を理由に逮捕状が出され、潜行。一〇月の大赦後に元公会議員たちと接触を開始、『護民官』紙を定期購読、秘密総裁府の会議に一度出席。彼の名は平等派の陰謀が発覚（九六年五月一〇日）したとき、またグルネル兵営事件（同年九月一〇日）の際に判明。陰謀における役割は明白ではなかったが、翌九月一日に逮捕され、タンブル軍法廷によって銃殺刑に。

（21） まさに同種の誠実さを装いつつ、王政主義が粉碎され、外国の敵が撃退された際の偉大な措置を思いついたのは王政主義と外国の敵とのおかけであるとするふりをしたのであり、また、峻厳さと無私無欲ぶりから平等と自由の大義に対する気高い献身が確実な人びとを、仮装した王政主義者に仕立てようとしたのである。国王裁判の際の自らの行動と共和国の真の創設者たちに対する嫌悪とを正当化するためにジロンド派が最初に手本を示したこの奸策は、それ以降、諸国民の救済と再生とを目差す高潔な運動を推進できずに、彼らの政治技法全体を構成する下劣な術策を通じて自分たちには妄見に見える美德を備えた偉大な人びとを貶めることによって、彼らが宣告された無能さの埋め合わせをする、あの政治的宦官たちの手で磨きをかけられてきた。彼らの言うところによれば、革命的行動は、革命によって主として打撃を受けた人びとによって構想され、指導されたこととなる。ルイ十六世の処刑はルイ十六世の弟たち（後のルイ十八世とシャルル十世）によって懇願されたこととなり、九月二三日（九二年の九月虐殺）に命を落とした王政主義者たちは、彼らの仲間の深遠な政治のため

に殺されたことと、また、フランスを侵略から救ったあの人民の熱狂は、フランスを侵略しようとする望んだ人びとの仕業であっ

区、レアルの北)で逮捕されたときも、そこで仕事中であった。さまざまな虐待を受けていたことを裁判で陳述し、知りえた情報を提供することによって、釈放された。

[32] 政務官制 *magistrature*。古代ローマの国政を指導していた高位行政官である政務官 *magistrat* (マキストラトゥス *magistratus*) が念頭にあったと思われる。序列順に挙げれば、コンスル (執政官、統領)、コンスル格軍事護民官 (トリブヌス・ミリトゥム)、法務官 (プラエトル)、按察官 (アエディリス)、財務官 (クァエストル)、護民官、監察官 (ケンソール) など。基本的に二人以上で構成される同役制と一年間の任期制に基づいてローマ市民 (平民) の民会 (コミティア *comitia, comice*) によって選任されていた。

[33] ジェルミナル二〇日。「パプーフの教説についての分析」が配布された日。Aulard, *Paris, op. cit.*, t. 3, pp. 106-108 によれば、この日、土地手形、パンと肉の公定価格、平和が話題となっていたが、とくにフォーブル・サン・タントワーヌではテルミドール以後の事態の悪化に対する憤懣が記録されている。翌二日の項では『人民の啓蒙者』紙第五号、「パプーフの教説義についての分析」、そして「九三年憲法」が言及されている。

[34] ルジャンドル、ルイ Louis Legendre (一七五二年五月ウエルサイユ〜九七年二月パリ)。食肉業。教育を受けなかったが弁論の才があり、バステュー監獄襲撃に際して群集を指揮。ダントンと協力してコルドリエ・クラブを創設。ジャコバン・クラブでも雄弁。九二年八月一〇日のチュイルリ宮襲撃に参加。公會議員にバリから選出。リヨンに派遣されて調停に努力、バリに戻ると「穏健派」としてジャコバン派に告げ口された。エベール派を批判したとしてコルドリエ・クラブから除名された。ルーアンに派遣されたが、王党派および連邦派に節度ある対応をとったことから、エベール派によって反革命派と批判された。ダントンを擁護したことで、ジャコバン・クラブにおいてロベスピエールから攻撃され、弁解。テルミドールには事態の推移を傍観、ロベスピエール派の敗北が確認されると、恐怖政治家たちを激しく攻撃。ジェルミナル、プレリアルルの蜂起を鎮圧する側の先頭に立った。元老院議員に選出されたが、直後に病死。

[35] メルラン・ド・ティヨンヴィル (アントワヌ・クリストフ) Merlin de Thionville (Antoine Christophe) (一七六二年九月ティヨンヴィル〜一八三三年九月パリ)。メッスで弁護士、モゼール県から立法會議員に選出され、ジャコバン派内でシャボーらと最左翼に位置。王弟たちに対する告発、亡命者の財産の接収、宣誓拒否司祭のアメリカ流刑などを主張。九二年八月一〇日蜂起の先頭に立ち、亡命者の妻子を人質に取ることを提案。公会では国王処刑を要求。ヴァンデに派

遣されて、私腹を肥やした。テルミドール九日には反ロベスピエール派の側に立つ。ピシユグリュの補佐としてジェルミナール蜂起を鎮圧。フレロンとともに「金びか青年組」の先頭に。五〇〇人院議員となるが孤立し、影響力も低下。九八年には公的生活から引退。

[36] ルーベル、ジャン＝フランソワ Jean-François Reubell (ou Rawbell) (一七四七年一月一八〇七年十一月コルマル)。革命直前にアルサス最高評定院付きの弁護士。三部会に第三身分から選出され、左翼に位置して王党派や亡命者の陰謀を非難。公會議員に選出され、マインツ防衛の任にあたるが降伏、次いでヴァンデに赴く。パリに戻ってからロベスピエール失脚まで沈黙。九四年一〇月に保安委員会の、次いで九五年三月には公安委員会メンバーとなり、テルミドール反動を推進。五〇〇人院議員に選ばれ、五人の総裁のひとつに選任。対外関係に熱心で、ベルギーおよびライン河左岸の併合に努力し、ボナパルトとともにスイス侵略を提唱。フリユクチドールのクーデタに際しては、バラスおよびラルヴェリエールととともに王党派と闘った。九九年五月にくじ引きで総裁政府から外れた。後任はシエース。元老院議員に選出されたが、自分および身内の金銭問題で非難を受ける。ブリュメールのクーデタ後に引退。

[37] デュモラール、ジョゼフ＝ヴァンサン Joseph-Vincent Dumolard (一七六六年一月イゼール県一八一九年六月ヨヌヌ県)。革命前にはグルノーブルで弁護士。九一年に立法議會議員に選出。立憲君主制を支持、九二年八月一〇日以後スイスに亡命しようとしたが、途中で逮捕。テルミドール九日の数日前にパリに連行され、リュクサンブール宮内の監獄に数ヶ月間収容。共和暦第四年ヴァンデミエールに五〇〇人院議員に選出。穩健派として活発に発言したが、共和暦第五年ニヴォール八日(九六年一月二日)には出版の自由に関するドヌーイ提案(新聞売り子が要旨を声に出すことを禁止)に反対し、同メシドール五日(九七年六月二五日)にはボナパルトによるヴェネツィアおよびジェノヴァ両共和国の転覆を非難。五〇〇人院の議長となったが、フリユクチドール一九日に断罪され、オレロン島に流刑。一八〇〇年に帰国。

[38] カミュー・ジョルダン Camille Jordan (一七七一年二月リヨン一八二二年五月パリ)。リヨンの商人の息子で、革命当初は王政主義者で熱心なカトリックとして革命に反対。九三年五月のリヨンの叛乱の指導者のひとり、この叛乱が鎮圧されて後、スイスに避難。五〇〇人院議員に選出されて、宣誓拒否司祭に対する法律を廃止させた。フリユクチドール一八日のクーデタ後に再びスイスに逃れた。

[39] ラルヴェリエール＝レポー、ルイ・マリー・ド・Louis Marie de La Revellière-Lapeaux (一七五三年八月ヴァンデ地方の

モンテギュー(一八二四年三月パリ)。家庭教師であった司祭の偽善と暴力が原因で、カトリックを憎悪。アンジェから三部会に選出(第三身分)。ヴァレンヌ逃亡事件後、国王の廃位を主張。公会に選出され、ジロンド派に近い位置。連邦主義を支持し、個人の諸権利にこだわり、革命裁判所に反対。九三年六月にジャコバン支配が始まると、ロベスピエール失脚まで潜行。九五年三月に公会に復帰。五〇〇人院議員に選出され、その議長に。恐怖政治とも王政主義とも無縁であったことから、総裁に選任された。フリユクチドル一八日のクーデタによって王党派に打撃を与え、共和暦第六年フロレアル二二日(九八年五月一日)の法によってジャコバン派議員の当選を無効にするなど、両翼の極端派排除に努力。九九年六月にバラスらによって総裁職を解かれた。ボナパルト支配を支持せず、帝政下では政治から離れていた。

- [40] ボルタリス、ジャン・エティエンヌ・マリイ Jean Etienne Marie Portalis (一七四六年四月ヴァール県ポーセー一八〇七年八月パリ)。マルセイユで法学を学び、六五年にエックス高等法院付き弁護士。スイス、ドイツに亡命し、ブリュメールのクーデタ後に帰国。ボナパルトの熱烈な支持者として、一八〇〇年に『民法典』編纂委員に、また国務院(コンセイユ・デタ)評定員に任ぜられた。〇二年四月にはローマ法王との政教和約(コンコルダート)を推進。〇三年に学士院会員、〇四年には宗教大臣。

- [41] バストレ、クロード・エマニュエル・ジョゼフ・ビエール・ド Claude Emmanuel Joseph Pierre de Pastoret (一七五五年一二月マルセイユ一八四〇年九月パリ)。法服貴族の出。革命前にパリ租税法院判事。当初から革命に好意的で、立法会議議員に選出され、初代議長に。王党派指導者のひとりとなり、プロヴァンスに、次いでサヴォイアに亡命。ロベスピエール排除後に帰国し、五〇〇人院議員。クリシー派に属す。フリユクチドル後再び亡命。ブリュメール後に帰国し、学士院会員、コレージュ・ド・フランスの法学教授に。帝政下に伯爵、復古王政期に公爵位に。

- [42] シメオン、ジョゼフ・ジェローム Joseph-Jerome Siméon (一七四九年九月エックス一八四二年一月パリ)。弁護士でエックス大学法学教授。南仏の連邦主義運動に参加し、九三年八月に断罪されてイタリアに亡命。共和暦第三年フリユクチドル後に帰国、同四年ヴァンデミエールにブーシューデュローヌ県から五〇〇人院議員に。南仏におけるフレロンの行動を非難。フリユクチドル一八日のクーデタの際には五〇〇人院議長で、これに反対したため流刑判決。ブリュメール・クーデタによって自由の身に。民法典の編纂に大きな役割。第一帝政期、復古王政期を通じて議員、法相、内相などを務め、一八二二年に伯爵位。

[43] カドロワ、ポール Paul Cadroy (一七五一年—一八一三年ランド県)。革命勃発時にサン・スヴェールで弁護士、九二年九月にランド県から公會議員に選出。シロンド派に属し、国王処刑には反対。テルミドール後に山岳派、民衆協会への攻撃を強め、南仏に派遣された。マルセイユやトゥーロンでジャコバン派を大量に虐殺。その後クリシー派に属し、フリユクチドール一八日には流刑対象リストに載せられたが、逃亡。ブリュメール一八日後に帰国。

[44] 「イエズスの仲間」や「太陽の仲間」による白色テロ。『証拠書類 二』の訳注 [16] および [17] を参照。

[45] リコール、ジャン・フランソワ Jean-François Ricord (一七六〇年グラーヌ—一八一八年二月パリ)。グラースの弁護士で市長。公會議員となって山岳派に属し、国王処刑に賛成。九三年末からヴァール県およびアルプ・マリテーム県に派遣されて革命政府の樹立を担当。パラスと不仲となり、テルミドール後に公会によってパリに召還。パラスの主張により五月二七日に逮捕状。キャットル・ナシオン監獄に収容されたが、公会解散に伴う大赦で釈放。「護民官」紙を定期購読し、アマールらと陰謀を企てた。九六年五月に「平等派の陰謀」に連座して逮捕され、ヴァンドーム裁判にかけられたが、釈放。

[46] レニユロ、ジョゼフ・フランソワ Joseph François Laignelot (一七五二年六月ヴェルサイユ—一八一九年七月パリ)。劇作家として失敗し、政治の世界へ。パリから公會議員に選出され、山岳派に属し、国王処刑に賛成、マラー告発に反対の立場。海軍の建て直しのためにロシュフォールおよびラロシェルに派遣されるが、手当たり次第の逮捕によって混乱を深めた。プレストでは革命裁判所を復活させ、大量処刑を行なった。公安委員会はレニユロを梟党の乱対策に回した。ロベスピエール失脚後の九三年八月末にパリに戻り、熱烈なテルミドール派として保安委員会のメンバーに、ジャコバン・クラブを閉鎖。しかしブレリアールの蜂起後にプレストでの大量処刑を理由に投獄。大赦によって釈放。九六年五月に「バブーフの陰謀」に連座して逮捕されたが釈放。ヴェルサイユの入市税事務所長の職を提供されるも、拒否し、劇作に戻った。

[47] シュティユ、ピエール・ルネ Pierre René Choudieu (一七六二年一月アンジェ—一八三八年二月パリ)。軍人から法曹界へ。アンジェで主席検察官代理。八九年七月から同地で国民衛兵隊長。メーヌ・エローワール県から立法議會議員に。軍事委員会に所属して兵士の待遇改善などを要求し、シャトール・ヴィユエのスイス人兵士の叛乱(第二章訳注 [13] を参照)を弁護。公會議員に選出されて、山岳派に所属。兵士徴募を監視するために出身県に派遣されたが、そのときヴァンデの乱が勃発。九四年二月には北部方面軍に派遣されて、テルミドールの際にはパリに不在。パリに戻って後、テルミドール派を攻撃し、ジェルミナル蜂起に参加。逮捕されてアム要塞に、次いでスタン・ダニエに投獄されたが、大赦で釈放。「バブーフの

陰謀」に加担したとして逮捕されるが、ヴァンドーム高等法廷で釈放。その後亡命生活。一八三〇年にフランスに戻った。

[48] 原文では *colporteur* であるが、共和暦第四年ジェルミナル二月五日(九六年四月一日)の「唆されている騒擾に備えるための、パリの住民に対する声明 *proclamation*」を指す。

[49] 「*行商人 colporteur*」についてはパリの新聞売り子のこと。八九年初めには約二〇〇人、同年末および九〇年には三〇〇人が登録していたとされる。

証拠書類 九

シルコ¹パリジエンヌ軍の兵士であるフラン²リールから、

ライン方面軍の兵士である、その友ラ・テルールへの手紙³

私の哀れな友ラ・テルール「恐怖政治」よ。われわれはひどい状態にある。その通り。口に詰め込まれる丸薬をすっかり飲み下しても、われわれは見込みがなく、救いようがない。われわれは王冠を被った狼どもを支持する追従者たちの体を斬ってサーベルに刃こぼれを付けたが、無駄に終わった。われわれは四年間にわたって野営し、食事を抜き、戦い、血と汗をにじませ、シラミと「王政に」忠実な従僕たちを殺してきたが、無駄だった。われわれは無駄な骨折りをしてきたのだ。しかも、われわれの願いの尊敬すべき対象にしてわれわれの活動の神聖な目標でもある、あの自由、そしてその自由と不可分の随伴物である快い平等は、もはや、ユージュ・カペーの後継者どもの厨房で働く下働き女中たちの目に刻まれた空しい記憶にすぎず、私のパイプの煙同様にはかない煙にすぎない。秩序と規律の名において、われわれは、そしてわれわれの兄弟であるサン⁴キユロットは、家禽飼育場の犬のように鎖でつながれているのであって、違

いは、犬が吠えれば何か口を通る食べ物を投げ与えられるのに対して、われわれは口を縫われる点にある。

ああ、畜生め。勇敢なラ・テルールよ。われわれが亡命者や国王どもを攻撃している間に、残忍な道楽息子ども〔金びか青年組〕がわれわれの親たち、仲間そして自由そのものを庄殺し、苦しめ、滅ぼすなど思ったならば、果たしてわれわれは、祖国を脅威にさらしている悪党どもを打ちのめすために、家庭や妻子や両親を後に残しただらうか。その通り。友よ。その通りなのだ。私が君に知らせることがいかに奇妙であらうと、やはりわれわれを統治している連中と同じ百人のろくてなしよりも、君のような勇敢なひとりの方が役に立つということはやはり本当のことなのだ。そして、私は六ヶ月前からここで目の前にしてきた光景の概略を君に示すが、それを読めば君はそのことを確信してくれるだらう。私は、君にそのことを信じさせるために何ひとつ誓いの言葉を付け加えることはしない。一七九三年憲法への忠誠の誓いを立てて以来、私は、薄情で誇りのない乞食以外に誓いを立てる者を目にしたことがないからだ。

一、宮廷と元大貴族ども *aristocrats* の不遜な傲慢さゆえに、われわれは王権を転覆せざるをえなかった。われわれは人間的な政府を樹立したのであり、そこではラチュエリッブ爺さんが言うように、誰もが自分を市民〔ブルジョワ〕であると思込む権利をもっていた。しかし、われわれがいたる所でろくてなしどもをやっつけている間に、われわれから政治を任された受任者どもが、彼らのうちでわれわれに忠実でありたいと願っていた人びと（山岳派議員たち）を殺した後に、総裁政府という名称の下に、プロヴァンス地方の雖ラバのように着飾り、仰々しい装身具を付け、羽飾りをまとい、また、策略家や臆病者や葉莢に取り囲まれた五人のライオン〔総裁〕を設けたのであり、この五人は皆一緒にあって、傲慢さ、不遜、専制支配、そして彼らの立派な前任者たる、今は亡きカペーの末裔〔ルイ十六世〕が行なっていた暴政を大いに募らせた。

二、われわれが九三年に任せた政府は、祖国の救済にとって必要な衣類や食料品の倉庫を設けるにあたって、エゴイズムの力を借りていた。しかしわれわれの不実の受任者どもがその政府に取って代えた政府〔総裁政府〕が設けた公共の倉庫といえ、一年半前から毎時間、荷車で運ばれてきてこの恐ろしい〔死体〕置き場を満たす、飢えて死んだ共和主義者の何千もの死体からなるクラマールのそれだけだった。

三、貴族 noble どもは常にわれわれを裏切ってきたのであり、彼らをわれわれの軍隊から放逐した後になって初めて、われわれは真の勝利を得たのだ。しかし今日では、われわれを勝利に導き、われわれと同様に満身創痍となっている庶民出の勇敢な将校たちが不当にもクビになり、きざな貴族階層に属する梟〔反革命分子〕どもに取って代わられている。

四、パリ、自由と、平等そして豊かさが民衆全体をひとつの幸福な家族にしていた、あの九三年の美しいパリは、もはや、貪婪な狼どもと瀕死の雌羊たちで満ち満ちた森でしかない。その狼とは、統治者どもと金持ちどもであり、雌羊とは、愛国者、われわれの親たち、兄弟たちのことなのだ。

五、戦闘で手足を失った戦友たちは、ここでは打ちひしがれるか、統治者どもとその低劣な腰巾着どもから侮蔑や軽蔑を浴びせられ、それらに塗れている。彼らの大多数は、物乞いとなりはて、自分たちの血を流した祖国の忘恩を恨む羽目に陥っている。親愛なる同志よ。彼らは間違っている、と君は言うだろう。友よ。それは違う。彼らは少しも間違っていない。われわれが彼らの恨みを晴らしたときに、彼らの悲痛な口調は止むだろう。しかもそれはもうすぐのことだ、と私は期待している。その通りさ、まったく。

六、ここでわれわれを指揮している將軍ども、すなわち、羽飾りをつけた五頭の雌ラバ〔総裁〕に追従し、また彼ら五人にお世辞を言われている卑劣な連中は、規律を隠れ蓑に、われわれをきわめて惨めな隷属状態に置いている。陸軍学校に卑しい家畜の群れのように閉じ込められたわれわれは、友人たち、親たちとの連絡を妨げられている。おやおや。きつと連中は、友人や親たちの流す涙がわれわれの心を動かし、正当な復讐を行なう勇気を吹き込むことと恐れているのだ。だが、たとえ何をやったところで無駄なことだ、畜生め。やつらがわれわれのことを、もともと従順な抑圧装置と思っている、間もなく専制支配者どもは、われわれが人間と人類の諸権利とからの復讐者であることを知るだろう。

七、親愛なる同志よ。九三年の政府は、勝利の褒美として祖国への敵どもが遺した財産を保証してくれていた。しかし現在の政府は、われわれが彼らから勝ち取ったもの、また、共和国の通貨の担保として役立っていたものを返還するという名目でわれわれの敵どもに与えている。その結果、われわれを統治している極悪人どもは、被る資格のなかつた赤い帽子〔フリギア帽〕を踏みにじった後に、恥じらいもなく自らの頭に緑色の帽子〔総裁の制服の一部〕を被ることとなったのであり、また、自分たちの卑劣さの仕上げなのだが、彼らはわれわれに一〇億リーヴル〔の国有財産〕を約束し続けつつも、実際には、われわれが各人で〔物乞い用の〕頭陀袋を作るために、三次にわたる従軍以来、彼らがわれわれから奪ったテントを褒美として取っておいてくれるだけなのである。

親愛なるラ・テールよ。私を取り巻いている醜悪な事態をすべて描いていたら、いつになっても終わらないだろう。しかし私は、不平を言うよりも闘うことに慣れており、また、苦悩の中では我慢強いのと同時に報復においては情け容赦ないのであって、親愛なる同志よ、私は、抑圧されている一千万人の民主派とともに、対外的な平和が君に、また君

の戦友たちに、君たちの家庭へと帰ることを可能にしてくれる瞬間だけを待ち望んでいるのだ。そのときには、われわれは一緒にあって、国王たちの一団を打ち破りえたのと同様に、裏切り者たちを罰し、かつ九三年のわれわれの誓いを守ることができるのだ、ということをつらな世界に対して立証することとなるだろう。

繁栄と友愛を祈念しつつ。

君の友、

署名 フランシール

パリ、来るべき民主共和国第四年ジェルミナル二四日（九六年四月一三日）

訳注

[1] シルコ＝パリジエンヌ軍 *armée Circo-Parisienne*。Circo が管轄区 *circonscription* のことであるとすれば、パリ方面軍（国内軍）のことを指すか。

[2] フランシール。Franc も Libre も「自由な」の意味。ただし Franc には「フランク族」の意味もある。ここでの筆名は「自由を求めるフランス人」くらいの意味か。

[3] この兵士宛ての手紙は、グリゼル（第三章訳注〔22〕を参照）の手になる。

[4] ラチュール爺さん。チュール爺は、旧体制下での陽気な兵士を指す。

[5] 原文は *Chamart* と記すが、*Chamart* のことと思われる。缺状に交差するフェール＝アムラン街とフォッセ・サン＝マルセル街（フォール・サン＝マルセル。現在の、パリ第五区）に沿ってクラマル墓地があった。フランス革命期には被処刑者の死体も運ばれていた。

[6] 陸軍学校 *École Militaire*。一七六二年に開学した旧王立陸軍学校が前身。シャン＝ド＝マルス（練兵場）の南に位置。革命後に公会は陸軍学校のすべての財産を売却し、その建物は騎兵隊の兵営および厩舎として、また糧秣保管庫として用いられていた。グリゼル自身、陸軍学校内に宿舎があった。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（四）

主要軍事工作員に宛てた、秘密総裁府の最初の指令

〔専制支配の下での蜂起の正統性と蜂起指導部の必要性〕

同志諸君。

通常の時期と危機の時期とでは事情は異なる。【人民が自らの諸権利を……（中略）……人民からの全幅の信頼を受けるに値する導き手が指導に当たっていることに人民が気付くならば、何をなしうるか、ということをおわれわれに告げていたのである。】

〔軍事工作員と秘密総裁府との関係のあり方〕

こうした傾向に励まされたわれわれは、直ちにきわめて輝かしいわれわれの企てを補佐しうる人びとに眼差しを向けにいたった。同志諸君。裏切られた祖国の最初の復讐者となった人びと〔秘密総裁府のメンバー〕は、諸君の一連の共和主義的行動や、革命の全過程でとられた純粋な愛国心からの多数の行為や、愛国的で勇敢なものすべてに対する迫害の日々に諸君が経験した大変な試練に基づいて、諸君に眼差しを向け、最初に信頼を寄せ、また作戦の最初にして主要な部門を委ねたのであった。

秘密公安総裁府が諸君に託す部分の職務は、貴重かつ重要なものである。それを引き受けるには秘密保持、慎重さ、活発さ、そして万人の幸福への愛が大いに必要とされる。また、総裁府が諸君を見込んだとおりの、兵士としての勇氣が必要とされる。

秘密総裁府は、自らの基本的組織と諸君との関係の組織化とを、英知と慎重さとを天秤にかけながら検討した。秘密総裁府は、パリ・コミュニケーション内部とその周辺に配備されているさまざまな部隊に主要工作員を任命すべきであると考えた。また秘密総裁府は、秘密総裁府と工作員との間の伝達手段を適切に調整したので、連絡はほぼ直接的なものとなるであろう。ただし、これらの工作員が秘密総裁府のメンバーを知ることができない。

このように慎重を期す理由は【容易に理解しうる。……(中略)……また第二の確実かつ危険な効果として、もっとも勇敢な市民たちを狼狽させ、怖気づかせることとなるであろう。】

共和主義者よ。【諸君を主要かつ最初の工作員に選んだ以上、……(中略)……またこの雰囲気は諸君が秘密総裁府のすべての行為のうちに看取るであろうと考えた。】

われわれが【捕まえられないようにするのに、またわれわれの措置を挫折させないようにするのに適した予防策によって】備えを固めるのと同時に、【われわれは諸君があらゆる不測の事態に巻き込まれないこと、また、われわれの文書に押された特殊な印影から、それらの文書に署名がなされているかどうかに関わりなく、諸君が常にそれらの真正さを見分けることができることを望んだ。】

秘密総裁府は、【幾人かの主要工作員をお互いに切り離すほど……(中略)……また、自由の命運を危うくすることもできない。】

同じ切り離しのための用心が【中間工作員に対しても講じられるのであり、……(中略)……しかしわれわれは、明確な特徴や証拠に照らしてこの真正さをきつと識別しうらと思っている。】

【主要軍事工作員の任務】

【同志諸君。……(中略)……諸君はまず何をなすべきであるか、について秘密総裁府が考えていることを示すべ

きである。】

この指令書に先立って、われわれが諸君に宛てた組織「規約」の第三条、第四条および第五条³⁾は以下のように指示している。

「兵士一般の、そしてとりわけ諸君が任務についている部隊および大隊の世論を形成し、指導する」。

「まず、新聞やその他の人民的な文書の普及を助けることによって、次いで、普段から話し合いの場をもち、人民の諸権利について、人民が置かれている現状について、また軍隊の状況について頻繁に議論の場をもつことによって、この軍隊内の世論をかき立て、その勢いを維持する」。

「公衆の意識の温度を毎日記録する。それらの記録の中で、愛国者たちの多かれ少なかれ有利な傾向を報告し、引き起こすべき運動の展開を支援する能力がきわめて高い個人を知らせ、その個人に適した仕事の種類あるいは革命的任務を示す。集会に潜り込もうとする策謀家や(当局の)従僕や下っ端ボスを明らかにし、さらに正しい諸原理および再生を目差す思想に突き動かされたエネルギーの発展に対して彼らがもたらす障害や妨害を報告するものとする」と。

同じ組織「規約」の第六条、第七条および第八条は、秘密総裁府が諸君から届くのを待っているそれらの記録、情報あるいは報告を、諸君が秘密総裁府に伝達しうる手段について定めている。

「諸君はそれらを中間工作員に渡すこととなるのであり、中間工作員は、秘密総裁府が諸君に伝えなければならないと思う今後の指令を諸君に届けると同じように、諸君の手から直接それらを受け取るものとする」。

〔注意すべき事柄〕

同志諸君。諸君がこの最初の時期になすべき任務の範囲は以上のごとくである。われわれはもはや、細部にわたる見

解をいくつか諸君に示しておくだけでよからう。諸君の判断に従って手直ししてくればよいのである。

朗読を通じて、また人民の諸権利や、人民が現在置かれている状況や、また軍隊の状況について議論することを通じて、軍隊内の世論をかき立て、その勢いを維持し、指導するよう諸君に促す際に、諸君には、事柄〔蜂起〕のためにも、また諸君自身のためにも、それがあまりわざとらしくなされないのが得策であることはよく分かっているであろう。大勢の勇者の指導者となり、やがて彼らが自分たちの精神が何に由来するのか気づくことなく、諸君の精神と同じものとなることは可能である。しかし、彼らの上官たち、そしてわれわれが彼らに植え付けようと望んでいる諸原則に反する関心を抱いている人びとすべてが、諸君が彼らに対して果たしている役割に気づくようなことがあると、はるかに危険なこととなる。したがって諸君は、言動に細心の配慮をし、誰に対してであれ、告白や打ち明け話によって正体を見破られることのないよう、最大限の注意を払わねばなるまい。自己愛を完全に満足させるのは、こうした機会においては、はげつてない。実際にどうであり、何をしているかを優先し、そう思われたいという虚栄心は捨てようではないか。大きなバネが動くための見えざる道具であることの自覚ほど、真の偉大な勝利の保証となり、内心のより大きな満足を与えてくれるものはひとつとしてない。「そうすれば」われわれは、政治の舞台で主役と見做されることを望むような人すべての思い上がりが熱心に受けたがる敬意をはるかに上回る、当然の敬意をわれわれの天才に対して払うこととなる。われわれが兄弟たちを救うならば、そのときは彼らから喝采を受けるべきときとなるであろう。ところで、兵士の活力をかき立て、勢いを維持し、指導しているように何ら見ることがなくとも、主要工作員がそうすることは、われわれにはきわめて実行可能なことであるように思われる。なぜなら、人民の諸権利すべてへの侵害に対して、また、今市民および兵士が陥っている厳しくかつ痛ましい状態に対して兵士の関心を向けることだけが大事なのであって、この重要なテーマに関してわれわれが諸君に設けてくれるように述べた、普段の話合いや頻繁な議論は、新聞やその他の人民的な文書を用いるだけで始まるからである。しかも、重大な結果をもたらさない形で、ほとんど気づかれること

なく、また諸君が単なる傍観者としていたるところに顔を出せるような形で、諸君がそうした文書を直接に、あるいは間接的に広めることは困難なことではあるまい。

〔新聞を用いた活動の重要性〕

文書の流布は、したがって、兵士に慣れ親しませようとわれわれが望んでいる真剣な議論を始めるためにわれわれが依拠する主要な手段なのであって、それゆえわれわれはこの手段を諸君に対して強く薦める。そうした文書の選択は諸君にとって難しいことではない。諸君には良質と認められる文書が容易に識別できるであろう。その上、秘密総裁府が十分な量のそうした文書を配布するためにそれらを諸君に手渡すこととなるのである。また文書以外にも、必要が生じたときには、他のすべての行動手段および行動させる手段が諸君に提供される。今しがた語った新聞は、大部分指針として、また指針に基づく一般的な指令として役立つであろう。それらの新聞は、現在までわれわれの諸原則を、そして真の民主派の諸原則を唱道してきている。それらの新聞はそうし続けるであろうし、また、諸君は常にそれらの新聞の教説のうちに入れわれの教説を見て取るであろう、とわれわれは思っている。その教説を支持し、称賛すること、諸君が他人に見せても差し支えない役割は、ほぼこれに還元される。しかもそのためには、諸君は、皆と変わらない単なる閱与者、単なる聴衆や出席者としてしか諸君を見ない示威運動の集まりから離れる必要はまったくくない。記録や報告（の作成という）部分は密室でなされるほかないのであって、諸君の使命はなおも知られなままである。諸君の使命のうち、この最後の部分については、われわれは細部にわたる指摘を行うつもりはない。その実行のための道筋は組織規約の第五条によって、また本指令の中で前述したことによって、十分明確に示されているからである。

諸君に提供されることとなる人民的な新聞が諸君の指針となり、〔今後われわれが諸君に与える指令……（中略）……と述べた際におこなった指摘に含まれているのである。〕

〔市民の世論と兵士の世論〕

ところで、人心を適当な暖かさに保つことが重要であるのと同じように、あまりにも早くそれを最高度にまで燃え上がらせることは無益であり、かつ危険なことではある。人民の世論が熟していることをわれわれは確信しており、またさらに、いくつかの大隊の世論も同じように熟していることをわれわれは疑っていない。しかしわれわれは、巧妙で油断のならない策略の影響を受けているために、今日にいたるも誤りから覚めないでいるさまざまな部隊が存在することも知っている。それゆえ、勝利を最大限確実なものとするためには、市民も兵士もすべての人びとが同時に同じ温度であることが非常に重要である。したがって、一方がそうした態勢から相当かけ離れたままのときに、他方に爆発の瞬間の直前にあるべきエネルギーの段階に至る決心をさせてはならない。したがってわれわれは、わが同志たち〔兵士〕の少なくとも過半数の目を覚ませ、まず彼ら同志を抑圧し、また彼らとともに人民を抑圧するために彼らを利用しようとして望む政府なるものの狡猾な好意から彼らを守る時間を与えなければならぬ。したがって、正しい温度の上昇のうちでのみ人びとをかき立てることは思慮分別を働かすこととなるのであり、秘密総裁府は常に、変わりやすいその温度を示すこととならう。

諸君に対してわれわれは、兵士の精神と勇気を高めるのにきわめて効果的であると見做している手段をいまだひとつも提供していない。それを諸君に示すこととしよう。すなわち、昔から認められてきている真理なのであるが、人間は自己の利害についてのみ突き動かされるのであり、また、一般利益は個別利益すべてで構成されている。したがって、真の共同の善 *bon commun* を遂行するために満足させるべきなのは、後者の利益なのである。しかもこの同じ利益があらゆる人間を動かすきわめて強力な動機であるがゆえに、当然の結果として、この重要な手段が利用されるときには、もっとも正当であると同時に成功の確実性をもっとも保証しうることを行なっていることとなる。さあ、最大多数の利益について語ろうではないか。つまり、徳を施し、衡平にならうではないか。そして、成功のためにもっとも確実な手

段を手に入れようではないか。

革命は、まさに最大多数の利益のために始められた。革命以前には最大多数の者が社会的に困窮状態に陥っていたからであり、また、より恵まれた境遇となるために彼らはその状態を变革しようと望んだからである。このよりよい方向への変化が実際に行なわれている限りは、最大多数の利益ゆえに革命は褒め称えられた。しかし、最近の結果が悪から最悪への変化しかもたらさなくなって以来、最大多数の利益ゆえに革命は忌み嫌われるようになった。まさに最大多数の利益ゆえに、われわれは、最後の革命となることを願ひ、また最悪を完全な善へと変えることを目的とする、もうひとつ別の革命を開始するにいたつたのである。最大多数の人びとにこの最後の变革の可能性を証明しようではないか。それだけでなく、彼らにその变革の確實性を示そうではないか。そうすればわれわれは、彼らが自分たちの利益ゆえに自分たちの意志と力の抗いがたい強力な影響力を受けつつ、その变革を確実にしようといふ決心するのを目にすることとなる。

〔兵士たちの現在の境遇〕

われわれは、二つの主要な観点、すなわち、祖国を防衛した兵士たちの現在の境遇に対して適用しうる利益および彼らの将来の境遇に対して適用しうる利益、という二つの観点から、彼らの利益および精神に語りかけることができるし、また語りかけるべきである。

兵士に対し、彼の置かれている現状を彼が人民と同じように不幸で、着るものがなく、飢えており、卑しめられた存在として表現されている描写のうちに諸君が描いて見せることは、真理と完全に合致しているのではないであろうか。私は国境から戻ってきたひとりの不幸な人間を目にしている。彼はどのような状態にあるのであろうか。私には、彼の格好を見ただけで、統治者たちが彼の戦った専制君主たちの最良の友であることの察しがつく。彼が、統治者たちの手

先どもを一敗地にまみれさせたことでもない罰を受けたことがわかる。じっさい彼は、やせ細っており、顔色は青白く、気を失う。尋ねたところ、彼は、私が気づいた痛ましい状態は、彼が私に説明したさまざまな理由からして、何ら驚くべきことではない、と私に語ってくれたのである。私には、彼の俸給がドイツのもっとも身分の低い、残虐行為に走る兵士たちよりも低いことがわかった。三〇スーのアシニャ紙幣と一日に二スーの正貨では彼が飢え死しないはずはない。要するに彼は、オーストリア皇帝フランツ二世がほぼ同じ俸給で雇い、革命初期には私も大いに哀れを覚えさせられた軍隊（臨時徵募歩兵連隊 [Landwehr] に所属する、あの槍騎兵（十八世紀初め以来ポーランドの軍隊で編成され、ドイツ、オーストリアでも採用された連隊）、あのドイツの忠実な従僕、頭が悪く、降等され、人間としての資格をほぼ奪われたあのイタリアの警官以上にひどい待遇を受けているのである。わが国の兵士は今、飢えて死んでいるだけではなく、履くものも着るものもない。シャツを洗濯してもらうこともできないが、それは洗濯には三〇フランもかかるからである。どこでその金を手に入れるのであるか。しかし彼は、衣服と食料を奪われるだけで済んでいるのではない。彼はさらに、軍隊規律という名で覆い隠された数々の責め苦のもとで悩み、虐待され、苛まれなければならないのであり、これが結局は、ルイ十六世の横柄な大臣たちのもとの専制支配をずっと洗練させた専制支配なのである。そこでの兵士ははるかにロボットと化しており、はるかに下士官たちの気紛れに従わざるをえないでいる。彼は口答えし、発言し、そして思考することさえ禁じられる。その上、兵士に対して専制的な支配権行使しているのは、彼と戦争のさまざまな危険を共にした人びとではない。階級を与えられているのはけっしてもっとも勇敢な人びとではない。栄誉の授与という報いを受けているのは自由の敵すべてに對する戦いで抜きん出ている人びとではけっしてない。その反対であって、今指揮を執っている人びとは、大部分が卑怯者であり、策謀家であり、また反革命家でさえある。つまり、真の軍功は忘れ去られ、辱めを受ける運命にある。それゆえ、祖国の防衛者たちはあらゆる不幸を同時に受けて、打ちひしがれている。彼は着るものがなく、食べるものもない。そして彼は、共和政のために戦ったことが

まったくなく、共和政を憎み、共和政の勝利のために血を流した人びとを憎む、軽蔑すべき上官たちに手ひどく抑えつけられているのである。兵士大衆の貧窮と切り詰めた生活にいくつかの例外措置が講じられているが、それは、この上なく不実な意図、人を卑屈にする意図からである。兵士すべての隷属状態をより確固たるものとするために、その幾人かを餌で釣る。自由を目差すエネルギーが爆発するのではいつも恐れられている超革命的な都市（パリ）の警備に極めて近接した任務を担当する大隊に対してなされた、ワイン、ヤオート・ド・ヴ、の支給。政府警備を直接に担当する精鋭部隊に与えられている、はるかに有利で、素晴らしいとさえ言える待遇。これらはみな、人民を懲らしめるための棒の先に差し出された蜜である。こうした施しを受ける不幸な人びとが、施しを手に入れる相手がその代価として要求する絶対的服従をその相手に対して認めるならば、彼らは祖国と自由への裏切り者と見做すことができる。

〔兵士を待ち受けている将来的な状況〕

兵士が今置かれている状態のきわめて真実のありさまはほほ以上のとおりであって、諸君は頻繁にこの状況を兵士に示して見せるべきである。また諸君は、この最初の状況と、彼の将来の状況についてきわめて容易に予想しうる光景とを比較対照すべきである。将来の光景はより明るいものとはならないどころか、その正反対で真っ暗なのである。

彼ら兵士が故郷に戻った際に何が彼らを待ち受けているのか、彼らに描いて見せよう。彼らは故郷で何を見出すのであろうか。極度の貧困であり、彼らの不幸な父親たちを悩ませてきている貧困よりもはるかに深刻な貧困である。革命は、革命の成功を確実なものとするべく、彼らの偉業に対するきわめて正当かつ当然の帰還を彼らに約束していた。また革命は、彼らのひとりひとりの食料を生産するのに十分な国有財産〔の配分〕を彼らに約束していた。彼らの働きにふさわしいこうした恩恵によって、彼らは名誉ある退役の中で、静かで幸福な余生を過ごし、子沢山の新家庭を築き、彼ら自身が幸福を確立したことを自慢することができたであろう祖国への愛の中で次の世代を育てるはずであったし、

また、驚嘆している自分の子供たちに対して、彼らがどのような貢献によって、またどのような勇氣ある行動の連続によって、抑圧者と金持ちたちの桎梏を払いのけ、独立性を確立しえたかを、幾度も喜びと感動を新たにしながら語ったはずである。このような状況を目にしていない彼らは、ではどのような状況に置かれるのであろうか。数多くのデクレによって公式に約束され、保証されていた農地はどうなったのであろうか。それらの農地は、実効値一〇億フラン、すなわち今日のアシニ、紙幣で三〇〇億リ、ヴルの価値に上っていた。この金額に相当する共和国の所有地はどこにあるのであろうか。それらは、公平にも没収の対象となった裏切り者たちに返還されたのである。(かつては) すべての土地を所有していた横柄な小貴族によって父を奴隷として働かされ、あらゆる面で奴隷扱いされ、中途半端な食事しか与えられず、「きちんとした」服を着ることも許されていなかった祖国の防衛者は、藁葺きの家に戻ったときには、その家もはや横柄な小貴族の主塔に支配されているのを目にしたりしないはずであった。祖国の防衛者は、この飽くことを知らぬ食人鬼に独占されていた広大な領地に、自分の生活の糧を収穫するのに十分な割り当てを見つけるはずであった。全然そういう状況にはなっていないのであって、彼は、この食人鬼がかつてなく怒り狂っており、冷酷になっているのを目にすることとなる。この職人鬼は、その不幸な老兵士のことを、亡命していたときに自分と戦い、自分の完全な破滅を願い、その破滅が実現しなかったことを今なお残念に思っている人物であると見做すであらう。領主は長い間にわたって彼にこの罪を後悔させるであらう。かつて自由を擁護した者は、晩年を厳しい隷属状態の中で、痛ましい貧困の中で過ごすこととなるであらう。父親以上に押しつぶされ、卑しめられ、乞食や下層民や細民という不名誉な表現でひどく侮辱されている彼は、ある真に人民的な新聞の筆者が次のように実に見事に述べ、予測したように、「金持ちたちの横柄な支配の下に這いつくばり、彼らのためににくたにくたになるまで働き、朝から晩まで安い給料で働か」なければならぬであろうし、「焼けつくような陽射しで乾いた半切れの黒パンを湿らすのに自分の汗しかない……」。「それでも自分の生をこうして承らえることのできる人は幸せである。それ以外の人……は物乞いに出かけることとなる。歩

行困難な人たち、義足をつけた人たち、顎や腕などを砕かれた人たちが、街や通りをいっぱい埋めながら、潤沢な人びとの家の戸口の方にやっとの思いで歩いて行き、一〇〇人に屈辱的な懇願を行い、九九人から侮辱的な拒絶に遭い、一〇〇人目の家の戸口で朝食に必要なパンを売ってもらう代金の一〇〇〇〇分の一に相当するわずかな施しを受ける姿が見られるであろう」。

わが〔祖国〕防衛者たちが将来的に置かれる、きわめて顕著かつ明確な状況はほほ以上のごとくであって、諸君はあらゆる努力を払って彼らにそのことを自覚させねばならない。

〔兵士がなすべきでないこと、そして果たすべき役割〕

その次に、こうしたぞっとするような見通しの方向を変えるのは、依然として彼ら次第であり、また、そのためには人民とその友たちが万人の諸権利を奪回するのを支援するだけでよい、と彼らに語っていただきたい。信頼して語りかけることができ、また、われわれが諸君に言おうとしていることを前もって伝えうる状況にあると諸君が判断する人びとには、諸君は、人民がその権力を再び掌握するのを支援したまさにその日から、彼らに足りないものは何も無いようになり、彼らは人間に必要なあらゆるものを豊富に与えられるようになる、と彼らに確言してくれてもかまわない。さらに彼らには、直後から、豊かさときわめて幸福な境遇とがすべての兵士について全生涯にわたって保証されることとなる、とも語っていただきたい。われわれが行なっているのは、遠い先の、簡単に回避しうる約束なものはもはやないのであって、〔革命と〕同時かつ直後から現実のものとなるのである。

彼らをより巧みに人民および彼らにとって好都合な態度にのみ導くために、彼らがどのような状態にあるか、また、われわれが彼らをどうしようとしているかについて、すなわち、彼らをバリの城壁の下に集めている動機、彼らの銃剣と腕力を用いようと望んでいるように思われる卑劣な目的について、そして、その逆に自分たち自身の幸福と同胞市

民たちの幸福のために果たしうる輝かしい役割について、彼らによく考えさせていたきたい。われわれがすでに引用し、再度ここで表現を拝借することとなる人民的新聞編集者〔訳注〔4〕を参照〕によって提出されているのとはほぼ同じような意味で、以下の考えを彼らに示していただきたい。

「とくにこの都市、革命の都市、自由の揺籃〔パリ〕の周囲に集められた軍隊は何をするのであろうか。……それらの軍隊はなぜそこに呼び寄せられているのであろうか。……この都市の住民は叛徒なのであろうか。彼らを屈服させようとしているのであろうか。……これらすべての問題を明らかにすることは、どうでもよいことではない。

自由の兵士たちがパリの城壁の周囲に巨大な包囲陣を形成しているのは、真の人民のためではない。この真の人民、すなわち勤勉で労働する人民は……パリにおいて、投機師やペテン師の群れに虐待され、発言を封じられ、軽蔑され、飢えさせられ、破産させられている。後者の類の連中〔投機師やペテン師〕はしたがって、まさにきわめて公然とかつ犯罪的に、善良な人民に叛逆しているのである。ところが、わが戦士たちがパリの周囲全体に三列横隊の銃剣隊を展開しているのは、抑圧側を屈服させるため、そして被抑圧側を防衛するためであらうか。そうではない。まったく逆なのである……。彼ら〔抑圧側⇨当局〕は、被抑圧者を抑圧者に完全に隷属させ、抑圧者を耐えがたい支配の座に、そして人民を哀れな無気力状態に維持するために、わが戦士たちの武器と力を役立てようと望んでいるのである。何ということか。当局が人民を防衛しようと望んでいるのであれば、人民は、外敵と戦うことを使命とする自分たちの仲間を思いとどまらせる必要はないであらう。その上、人民は自分たちだけで十分であらう。だが一部のために大衆を犠牲にしようとする当局が望むときには、外部の援軍が必要となる……。まさにそうしたときに、本質的に従順であるべきだと当局が言う兵士たちがそうした援軍になると信じている……。そのとき、政府と政府がもっぱら保護している邪悪な階層とが、恥も外聞もなかり捨てた。そのとき両者は、遠慮も包み隠しもなく、また破廉恥にも結託しつつ、厚かましくも法と呼ぶ残忍な規則によってあらゆる種類の不公正、きわめて激しい貧困、言語道断な隷属状態を是認した。〔しかし〕そ

のとき、そうした大罪があまりにもひどくかつ明白となったために、人民の長期にわたる忍耐も尽き果て、また人民の信じやすさもまた、もはやその大罪に我慢できなくなっている……。まさにそのとき、当局は軍隊に眼差しを向けたのである。当局はこのような抑圧を維持し、永続させようという願いから、諸国の王を罰した人びとの腕を武装させている。まさに軍事政権が、当局の主張によれば、人民は……食べるものがなくても、着るものがなくても、自由がなくても生きていとされる体制への人民の服従を強いるために樹立されたのである。しかも当局は、父親……、夫……、息子……、兄弟……、親たち……に、こうした体制への畏怖の念を起こさせようと願っているのであり、また、万一の場合には彼らが自分たちの子供、妻、父親、兄弟、友、両親を苦しめることさえ願っているのである。当局はこうして、人民の兵士たち（彼ら自身、人民なのであるが）を人民のいまひとつ別の部分に対置しようとしているのである。当局は、六年前（八九年）にきわめて正当な理由から蜂起を起こした対象である昔の隷属状態よりもはるかにひどい、この隷属・屈辱状態……を、まさにこれらの兵士によって強化したがつているのである。

とんでもない。フランスの兵士たちは、けつして人民の敵に、したがって自分たちの敵に使われる卑しい用心棒や残酷かつ無分別な道具であってはならない……。権力機関が非難されるべき存在となったとき、また再度そうした存在になろうと望んだときのみ、権力機関は銃剣に取り囲まれた……。権力が正当であるときには、権力は人民の力に支えられて十分に強力である。カペー（ルイ十六世）は七月一四日以前に軍隊による防御を受けていたのであり、彼の意図がいかなるものであり、どれほどの量の犯罪的行為によって不可罰性を保証しようとしたのか……、これは周知のことである。動機がまったく同一であるがゆえに、カペーの真似をする人びとが同じように不可罰性を保証しようとすることはまったくないのであるか検討することは間違っているであろうか。

わが兵士たちには、このカペーの軍隊が君主政的な規律の学校で養成されたとはいえ、非常に立派な行動を取ったことを思い出していただきたい。カペーの軍隊はその出自が人民であることを思い出したのであり、フランス近衛兵〔第

二章原注〔15〕への補注〔*1〕を参照〕はサン＝キュロットを前にして銃を降ろしたのであって、これこそ永久に称賛されることとなる模範なのである……。

とんでもない。共和国の防衛者たちは「カペーの軍隊やフランス近衛兵よりも」立派でなく、高邁でない、と言うつもりは少しもない。彼らが次のようなおそましい言葉を守るだろう、と言うつもりはまったくくない。すなわち、「人民のあらゆる権利に対する侵害者たる支配者たちよ。心配するには及ばない。何ひとつ恐れることはない。あなた方に対してあの憤慨した人民と大胆な護民官たちがそろって上げて訴えなど無視すればよい。どのような不平にも耳を貸さなくてよいのである。あなた方の抑圧に対する煩わしい抗議など踏みこたえてしまえばよい。結局のところ、抑圧は抗議に耐えるために生まれたのだから。専制支配者たちよ。われわれはあなた方の兵士である。われわれはあなた方の横暴とあなた方のあらゆる強奪行為とを支援する。われわれは、必要とあれば、自分たちの父や兄弟たちをも苦しめ、打ちのめすであらう。われわれは自分の姉妹や母親の腹をえぐって殺す。われわれは、あなた方の我慢のならない、前代未聞の支配を維持するためなら、自分の息子たちをも（……中略……）皆殺しにする。われわれは、あなた方が祖国の隷属状態を強化するのを支援する。われわれは自分自身の手で自らをしっかり鉄鎖で束縛すべきなのである」という言葉を守るだろう、などと言うつもりは少しもない。

繰り返して言うが、とんでもない。共和国の防衛者たちは彼らの指揮官たちのいかなる強い力にも絶対的に従う、動く機械、生きた系操り人形、感情のない指操り人形でしかなくなることに同意した、などと言うつもりはまったくくない。彼らはもはや自分の判断力を用いないと言ったり、あるいは、うわべだけで無意味な好意によって、また人を卑屈にするリキュールの分配によって巧みに取り込まれた彼らは、侵害者にして抑圧者たる政府が彼らの同国人たち二四〇〇万人の隷属状態を永遠に強化するのを手助けするであらう、と言ったりするつもりはまったくくない」。

〔万人の幸福のために〕

われわれがこの最初の指令を送っている同志諸君。わが武装した兄弟たちに諸君が教え込むべきであると確信している方法についてほほ諸君に示唆した後では、われわれの諸原則の精神とわれわれが自らに課している任務のこの上ない重要性とを諸君に深く理解させるために付け加えることは何ひとつない。同様にわれわれはもうこれ以上、われわれの任務を手助けする諸手段について諸君に教えるために言うべきことは何ひとつない。諸君の熱意、知性、そして愛国心が、かくも重大な使命の構想の中でわれわれが諸君に指示し忘れたかもしれないことすべてを補ってくれるであろう。〔われわれが何よりも諸君の美德を完全に知っているがゆえに、……(中略)……今やついに、われわれひとりひとりが制度と法にのみ従属し、われわれの誰ひとりとして何人も従属させない、というあの課題を実践の中で解決すべきときなのである。〕

訳注

〔1〕この文書には「証拠書類 六」(前号所収)との重複箇所が多く含まれている。オリジナル版ではそうした重複箇所が省略されており、省略箇所は()で示されている。この翻訳でも、オリジナル版を踏襲しつつ、省略箇所を【】内に示しておいた。ただし、省略の始めと終わりの訳文は必ずしも原文通りではない。なお、「証拠書類 六」の該当箇所には【】で示しておいた。また「証拠書類 六」と同じくかなり長文であることから、訳者の判断で小見出しを()内に付しておいた。

〔2〕「証拠書類 六」では「二人の工作員 douze agents」となっている箇所について「幾人かの工作員 des agents」と読み替える指示がなされている。

〔3〕『パプーフ宅押収文書(統編)』には、この「証拠書類 一〇」の直前に「軍事工作員の組織、彼らの諸任務および連絡工作員との連絡関係」と題する文書が収録されており、第一条では「パリの内部および周辺に配置されているさまざまな部隊に対して秘密裏に用いられる主要軍事工作員が設けられる」としていた。 Cf. Haute Cour de la Justice, *Suite de la copie*

des pièces saisies dans la local que Babouff (sic) occupoit lors de son arrestation. Imprimerie Nationale, 1796, pp. 319-320.

[4] フランツ二世。最後の神聖ローマ帝国皇帝（在位一七九二—一八〇六年）、で、ポナバルトの圧力を受けて退位後、オーストリア皇帝（在位一八〇四—三五年）となる。皇女マリー・ルイーゼはポナバルトの妃となった。

[5] 『護民官』紙発行人バブーフのこと。以下は、秘密総裁府が設立された共和暦第四年ジェルミナル一〇日（一七九六年三月三〇日）と同じ日付の『護民官』紙第四一号に掲載された論説からの引用である。この論説の抜粋は別刷りとして、共和暦第四年ジェルミナル二七日（一七九六年四月一六日）に配布された。『証拠書類 一二』の「護民官から国内軍に宛てた請願書」として収録されている。

[6] これはソリニャックの請願書からの一節である。「証拠書類 一二」およびその訳注（口）を参照。

証拠書類 一

一七九五年憲法に服従する義務はあるのか

自由と平等の防衛を誓いつつ、われわれは全員が、人民の権力機関以外の権力機関はけっして承認しないこと、そして、人民の主権者としての意思を力あるいは術策によって侵害しようと望むような人びとを罰することをお互いに約束しあつた。

この厳粛な誓いゆえに、今日フランスを支配している権力機関が本当に人民の望んだ共和主義的政府であるのかどうか、この点を冷静かつ綿密に検討することがわれわれ全員の義務となっている。

自由の擁護者の陣営で闘うのをわれわれが常に目にしてきている人びとは、一七九五年の法令を反革命的であ

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（四）

七九（255）

るとして拒否している。これに反して、結局は自分たちの利害についてのみきわめて明確な立場をとっているとわれわれには思われる人びとは、この法令をこの上ない法であるとして絶賛し、前者の人びとに対して審議権さえ認めず、また、一七九一年の君主政的憲法に対して五年前にシャンドゥマルス〔第一章訳注〔11〕を参照〕で要求されていたのと同じ厳密な遵守をこの法令に対してもわれわれに命じようと望んでいる。

有徳の士たちの良心を安心させる結果をもたらすべき闘争においては、思慮深く、またさまざまな人間や党派とは無関係に展開され、適用される諸原則の光を携えることがこの上もなく重要である。なぜなら、要するに一七九五年憲法が正統な法としての特徴すべてを備えているのであれば、われわれはこの憲法に従い、これを擁護しなければならぬからである。しかし、この憲法がそうした特徴を欠いているのであれば、自由を求める人びとはそれを覆し、人民を隷属させるような人びとを処罰しなければならない。

私は、われわれが知りたいと関心を抱いている事柄について公平に検討しようと願っただけで、秩序破壊や叛乱と呼ばれることを知っている。これらの呼び名は、一七八九年革命前後の宮廷やラファイエット〔第一章原注〔12〕の補注〔*5〕を参照〕やデュムーリエ〔第一章訳注〔28〕を参照〕、ヴェネツィアの元老院や法王やオスマン帝国が好んで用いたものであったが、権力をもつ人びとはいかなる代償を払ってでも権力を保持したがる、ということの意味しているにすぎない。しかし、いかなる隠語を使い、いかなる仮面を被っているようにとも、反人民的である権力すべてに対して逆らい、叛逆することを誇らしく思うわれわれは、常にわが同胞市民たちに対して自らの理性を利用するよう、また、その理性に由来する諸原理に反するいっさいの権力機関に対して容赦なく蜂起するよう勧める。

一一人委員会の例の報告〔第二章原注〔9〕およびその補注〔*1〕を参照〕以前には、われわれは一七九三年憲法を手にしたのであって、この憲法はフランス人民の真の法であると広範に認められていた。この憲法は、第一次会での四八〇万人の投票者の意思によって正式な承認を受け、〔第一次会から〕派遣されてきた八〇〇〇人に上る人びと

が一七九三年八月一〇日という永遠に忘れたい日にその意向を確認したからである。しかもこの法とそれを受容した人民とを人類の眼に尊敬に値するものとしていたのは、この法によって僕婢の身分が禁止〔九三年憲法〕の「人権宣言」第一八条〕されたのではあるが、その僕婢の身分に關係なく、また、貧富の區別なく、すべてのフランス人に認められた諸権利の平等〔同「人権宣言」第三条、第五条、「憲法」第一九条など〕、法の形成に当たって必要とされる人民の協力〔同「憲法」第一〇条および第五九条〕、そして、人民が自らの声を発し、尊重してもらうために保持していた手段の幅広さであった。わが国の政治家たちが何と言おうとも、これらの事情が、主権者の意思とその受任者たちの意思との間の齟齬をすべて除去することによって、あらゆる混乱の根を断っていたのである。人民の二〇分の一が何の衝撃ももたらすことなく、人民の官公吏たちが犯す犯罪や違反を阻止し、彼らに対してすべての市民による実質的な裁きを引き起こすのを眼にするのは、何と素晴らしいことであらうか。

現行体制の支持者たちに一七九三年憲法の素晴らしさについて語ると、彼らは、その憲法を変える権利を有していると彼らが称し、じっさいに一七九五年憲法を受け入れた際に憲法を変えた人民の後になってからの意思なるものを対置してくる。

フランス人民がこの憲法を自由に受け入れたのであれば、人民が別の憲法を採択するまではその憲法に従わなければならないことはまったく疑いがない。

では、人民もしくは人民のうちのあるセクションがこうした修正を望んだのであろうか。けっしてそうではない。人民はこぞって自分たちの一七九三年憲法を大きな声で要求していたのであって、さまざまなコミュニケーションや人民協会や各方面軍から発せられた多数の請願書がその証拠であり、パリにおけるブレリアールのさまざまな光景やほぼ同じ時期に共和国の北部や南部で生じた光景がその証拠であり、また、人民の意志を褒め称え、彼らの心配を抑えるために、同じ年のジェルミナル一日〔九五年三月二〇日〕に、誰であれ一七九三年憲法を非難するような者は流刑に処するとい

うデクレ^⑥を発した公会の行為がその証拠である。

人民はこの「九三年」憲法の第一一五条^⑦において、いかなる修正も必ず人民内部（第一次会）から発しなければならず、けつして立法府に由来することがありえないように命じたのであった。しかしながら、有名きわまる一人委員会^⑧は、一七九三年憲法の組織法〔附属法〕を提案することにその権限が限定されていたのに、公会内にやって来て、その委員会が人民的、専制支配と呼んだ人民の意志を弾劾した。そしてまさにこの公会が自らの義務と誓いとを忘れて、その委員会を消滅させることをせず、しばらく後に大胆にも一七九五年の反人民的な作品を提案したのである。

この上もなく明らかなことは、一人委員会と、改正に賛成投票した公会メンバーたちとは、越権行為をしたのであり、人民の明確かつ正式な意思を公然と侵害することによって人民を裏切った、ということである。

しかし、非難さるべき人びとが人民の承認と称する出来事があったのであり、彼らはこの承認を口実に自らの大罪を正当化し、彼らが明らかに受けるべき罰を免れたのである。

なるほど、一七九五年の法令は第一次会および方面軍に送付されたのであり、この件に関係のないわけではない人びとによって精査された記録から、九〇万人^⑧がその承認に賛成投票したことが確認された。もしこの承認が人民の自由な意思の表現であるならば、一七九五年憲法が優っているのであるが、しかしそれが暴力行為でしかないのであれば……この点を検討しよう。

四八〇万の市民が一七九三年憲法に賛成投票したのに対し、一七九五年の法令を承認したのは九〇万人にすぎなかった。それ以外の三九〇万人はどうなったのであろう。彼らの意向は確認されなかったのであろうか、それとも第一次会に出向かなかつたのであろうか。最初の仮説が正しければ、一七九五年の憲法制定者たちの犯罪は明白である。後者の仮説を認めねばならないとすれば、以前には意志を表明した三九〇万人の沈黙は、意思の変化と暗黙の同意とを推定するのに十分であるのか、それとも、それは反革命派の行使した暴力の結果なのか、この点を検討しなければなるまい。

ところで、この沈黙が同意と受け取られるためには、あらゆる法の規範に従って、以下のことが証明されなければならない。すなわち、

一、三九〇万人の市民が第一次会に参加することができ、しかも、一七九五年の法令に反対の意思を表明しても何ら危険な目に遭うことはなかったこと、

二、この法令が、市民の自然にして譲渡不可能な諸権利を侵害していないこと。なぜなら、そうでない場合には、いかに明白な同意も、強制力をもたない、狂気と無分別の法令としか見做しえないからである。そして、その場合には、一方の人びとの承認は他方の人びとに対する明白な抑圧行為となる。

共和暦三年プレリアルにパリやトゥーロンやヴァランシエンヌにおいて一七九三年憲法の施行を要求した人びとがいかなる運命をたどったか〔訳注〔5〕を参照〕を思い起こしていただきたい。公会がその施行を要求した人びとのように銃殺し、抑圧したか、公会が非難さるべき理由となった恥辱や裏切り行為を共有しようとは望まなかった公会議員たちを、法律や自ら規定した形式を考慮することなく、また正義と慎みを途方もなく侵害することによって、どのように惨殺し、放逐したかを思い起こしていただきたい。国内において、またさまざまな方面軍において、一七九三年憲法の擁護者たちを無差別に脅かした、長期にわたる残忍な断罪を思い起こしていただきたい。そしてその後で、当時新たな専制支配者たちがフランス全土で行っていた断罪を免れるために、第一次会で自滅行為をした市民たちが置かれていた、自由の状態を判断していただきたい。

ああ。人民のもっとも熱烈な友たちの処刑と投獄を通じて善良な人びとに及ぼされた激しい恐怖によってきわめていやおうなしに引き起こされたこの沈黙が、わが国においては一七九五年体制を正当化しうるのであるならば、まさに同じ基礎に立脚している東洋の暴政を非難することは止めようではないか。

そして、監獄で死を迎えつつある二〇万人の市民、それ以外に反革命派による虐殺を避けるために逃亡している一〇

万人の市民、また、反革命派によって第一次会での投票権を拒否された人すべて、諸君はやはり、それらの人びとも暗黙のうちに同意したと言うのであろうか。一七九五年の法令が、憲法を改正し、法律を裁可するという譲渡不可能の権利を人民から奪っている〔「一七九五年憲法」第八編〕のは真実ではないのか。その法令が、三労働日分に相当する税を支払えないか、あるいは奴婢の身分にあるフランス人から市民権を奪っている〔同、第一三条〕のは真実ではないのか。その憲法が貧窮階級に対して教育手段を保障していないのに、五年後には誰であれ、読み書きできない者は市民権を行使しえなくなる〔同、第一六条〕のは真実ではないのか。都市においては少なくとも一五〇労働日に相当する家賃を支払っていなければ、また農村においては小作農か分益小作人でなければ、誰であれ、選挙人にも陪審員にもならない〔同、第三五条〕のは真実ではないのか。人民の意志を表明すると見なされている代表者〔議員〕たちが人民によって選出されず、国民の中のもっとも裕福であった、残酷であって、かつ墮落した階級のみから彼らの権限を手に入れているのは真実ではないのか。フランス人よ、疑いの念があるならば、一七九五年の法令を開いてみるがいい。そうすればそこには、この前のブレリアールに貴族 *Patricians* どもの激しい野心の犠牲となつたわが友たちの血でこれらすべての不公正が塗り固められているのが分るのであろう。

専制支配者たちよ。諸君はこの沈黙を同意と見做してもらいたいのであろうか。しかし諸君は、このようにあらゆる権利を奪われている二四〇〇万の人間が自分たちの隷属状態に同意したとも言うのであろうか。諸君は、自由のために自分たちの血を流したフランス人が、植民者の容赦ない棒の下にあるアメリカの黒人たちのように這いつくばるために、主権への参加を完全に断念した、と言うのであろうか。むしろ、こうしたことは権力とさまざまな楽しみみの鍵を握っている少数者の意思であると言いたまえ。そうすればわれわれは、協同社会 *association* の構成員すべてに対して、権利の平等が侵害されている場合には、もはや一方には抑圧が、そして他方には抵抗の義務しか存在していない、と反駁するであらう。

要約

一七九三年憲法が得た票数・・・・・・・・・・四八〇万票
その後、一七九五年憲法が得た票数・・・・・・・・・・九〇万票

一七九五年憲法に対して沈黙を守った市民・・・・・・・・三九〇万人

この沈黙が暗黙の同意ではない理由。

一、この沈黙は、長期にわたる恐怖政治によって、虐殺によって、また愛国者たちの投獄によって起こされたから。

二、一七九五年の憲法的法令は、誰も放棄しえない、人間の自然権を侵害しているから。

したがってこの沈黙は、明白な否認である。

不平等の支持者たちすべてがどうい反駁しえないこうした論証から、以下のような結果となる。すなわち、

一、一七九三年憲法が、フランス人民のただひとつ真正正銘の法である。

二、一七九五年の法令は、暴力と専制支配の結果であり、これを擁護すれば必ず犯罪となる。

三、誰であれ、この反革命的な法令に由来する権限を行使すれば、必ず人民に対する裏切り行為となる。

パリにて、共和暦第四年ジェルミナル二四日〔九六年四月二三日〕

原注

(1) 感受性の強い人間ならば感動をもって考察するこの憲法は、国家の基本法がすべての市民に保証する、安楽な生活と教育とについての模範を初めて提供していた。

(2) 一七九三年憲法は方面軍には送付されなかった。それでも四八〇万の投票があった。常に上官に対して従順な兵士たちの意向を頼みの綱とすることによって、銃剣の名において市民の同意を引き起こす立法府に対して、どのような弁明がなされ

平等をめざす、いわゆるパプーフの陰謀(四)

八五(261)

うるであろうか。

(3) 恐怖政治の犠牲者たちには、一七九三年憲法が承認された時期には人民から派遣された八〇〇〇〇人の委員はまだそれ〔恐怖政治〕を引き合いに出していなかったことを思い起こさせる方がよい。

(4) この除外には、少なくとも市民の六分の一が含まれる。

(5) 日雇い〔農業〕労働者 *journalier* と〔農業〕労働者 *ouvrier* とを排除するための条件。

訳注

[1] Pierre Serna, *Antoinette : Aristocrate révolutionnaire 1777-1817*, Paris, Ed. du Felin, 1997 の巻末文献目録は、この文書をアントネルの執筆したものに含めている。配付は翌日の九六年四月一日。

[2] 本資料における計算の基礎ともなるこの四八〇万という数字の根拠については現在の時点で訳者には不明。ゴデショは九三年憲法への投票者は総数一八一万三千余、うち賛成票は一八〇万二千近くとしている。

[3] 王権停止を獲得した前年の八月一〇日蜂起から一周年の日。この日、憲法典が聖櫃に収められ、国民公会によって公布された。

[4] 当時の推計総人口二八〇〇万の二〇分の一は一四〇万人であるが、ここでの一四〇万という数字が何を、どのような部分の人口を指すのか、現在の時点で訳者には不明。

[5] パリにおけるブレリアール蜂起については第二章訳注〔2〕を参照。南仏での「白色テロ」については「証拠書類 二」の訳注〔16〕および〔17〕を参照。

[6] この日（九五年三月二〇日）シエースの提案に基づいて採択された「人身、財産、政府および国民代表制に対する侵害を抑止する措置を内容とするデクレ」はその第一条第一項において「……街頭その他公共の場所において、人民主権、共和国、人民が承認した一七九三年憲法、および国民代表制への反対を煽って敢えて発せられる叫び声は……重罪である」と、次に第二項において、通常の刑事裁判所で有罪を宣告されたときには「流刑」と定められていた。

[7] 「九三年憲法」第一一五条は、「過半数の県において、それぞれの県の、合法的に設立された第一次会の一〇分の一が、憲法の改正 *revision* あるいはそのいくつかの条文の修正 *changement* を求めるときは、立法府は、国民公会を開催するかど

うかを知るために、共和国のすべての第一次会を招集しなければならない」と規定していた。

[8] 九五年憲法承認の際の投票結果については第三章訳注〔34〕を参照。Marcel Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (1789-1958)*, 8^e éd., Montchristien, 2004, p. 127 ㉔。投票総数は一〇万七千、うち賛成は一〇五万七千とす。

証拠書類 一一

護民官から国内軍に宛てた請願書⁽¹⁾

兵士諸君。

かつて、現在のわれわれの共和国よりも優れていた共和国においては、軍隊と人民とはわれわれにはないものを有していた。古代ローマには護民官¹と軍事護民官²がいたのである。彼らは、法が人民および軍隊の永続的な擁護者として選任した政務官 *magistrat*〔第三章訳注〔32〕を参照〕であった。護民官は、人民によって選任され、人民がその諸権利についていかなる侵害も受けないように、絶えず監視を行なうべき存在であった。彼らは、元老院および貴族ないし金持ちたちの野心と不公正な行為を抑えるよう絶えず注意を払う義務を負っていたのであり、人民の利益と一般の幸福に反すると彼らに思われるいっさいの法を妨げる権能を帯びていた。兵士によって同じように選任される軍事護民官は、兵士のために監視を行ない、兵士の諸権利を防衛し、兵士が虐待されたり、裏切られたり、騙されたりすることを常に妨げる役目を同じように担っていた。

〔今日のフランスにおける護民官〕

フランスでは、こうした尊敬すべき護民官職 magistrature tribunitienne は憲法によって設けられてはいない。諸君に語りかけている人物は、この護民官職が少なくとも精神的に存在することが有用であると気付いた。私は、定期的な政治的文書を通じて、護民官となったのである。この形は、古代ローマの護民官職のごく小型版でしかない。私は、政府の動向を注意深く見守り、監視し、また、正義に反し、共同の利益に反するように私には思われる行為に気付いた際には同胞市民に警告する権利しかもっていない（とはいえ、この権利とて私には認められていなかったのであるが）。私には異議申し立て、opposition 権〔拒否権 veto〕がないのである。私は世論に対して影響力の一部しか行使していないのであるが、この一部分の大きさは、私が抱かせる信頼感の程度によって計られる。

その点について適切に判断してみると、私が人民に提示したすべての真実に付け加えることのできた驚くほど明白な事実ゆえに、この人民の良質な部分、主要で、尊敬に値し、役に立つ部分、そして兵士諸君、諸君の出たる部分、要するに庶民、plebeien と呼ばれている部分が私に惹きつけられている。それゆえ、憲法に基づいた制度とは無関係に、人民が同意し、承認してくれたことによって、この護民官という肩書は空しいものではない。したがってフランスにおいて人民は、古代ローマにおけるのと同じように、現実には護民官職を有しているのである。僭越ながらこう言っておこう。フランスの人民は、古代ローマ人がその最良の護民官、すなわちルキウス・ユニウス（・ブルトゥス）、ウィスケリヌス、アルサ、デントゥス、カヌレイウス、ストロン、グラックス兄弟〔第三章原注（14）の補注（*3）を参照〕の下で有していたのとまさに同じ護民官職をもっているのである、と。彼らと同じように、私も裏切り者たちの憎悪と同胞市民の大多数の尊敬とを受けるに値したことを誇りに思った。

法的制度がないために私には異議申し立て権がないにもかかわらず、こうした信頼感を得たおかげで、人民の正当な利害関係と諸権利とに反していることを私が証し立てているような政府の諸活動に関する私の非難を人民が概ね支持し

てくれているということによって、この権限は大部分現実のものとなり、人民に利益をもたらしている。人民は、自分たちが蒙っている不正すべてについて教えられたときには、彼らの非難さるべき受任者〔議員〕たちのさまざまな決定を無効とする。そして、彼らが声に出す、こうした広汎で全国的な不満の表現は、明白な異議申し立てに相当する。いかに悪辣な専制支配といえども、国民全体が拒否していることを長期にわたって存続させることはできないからである。

〔軍事護民官を兼務〕

では、古代ローマの護民官たちにはほぼ匹敵する有利な事情があるのに、彼らがいつも手にしていたのと同じ成功を私はまだ収めていないのはなぜであろうか。ああ。わが兄弟たちよ。諸君は次のことを見抜いているにちがいない。私が述べたことからして、古代ローマ人と同じことができる状態になるには、われわれにはまだ何か欠けていることに諸君は気付いているであろう。私は護民官にすぎない。諸君には軍事護民官がひとりもないのである。

それゆえ、幾人かの人の言うことを信用するならば、諸君は容易にこうした欠落に気付くであろう。彼らの言うことを信じるならば、諸君の世論、そして革命についての諸君の知識は一般に、諸君以外の市民たちの知識や世論と同じ高さではけっしてない……。しかも彼らは、統治者のうちの幾人かがふと漏らした次の言葉、すなわち「わが兵士たちは、われわれを防衛してくれるであろう」という言葉を諸君が行動によって裏付けうる、と断言したがってでもいる。しかしながら私は、けっしてそうではないこと……、諸君のすべてがああ偏狭で盲従的な考え方や意見の枠内に……閉じ込められているのではけっしてないことを知っている。

とはいえ私は、正しい指示がないことによって、諸君の中の多くの素朴な人びとが重大な結果をもたらす誤りに取り込まれかねないことも十分に承知している。そうした指示を諸君に示すこととしよう。そして私は諸君の軍事護民官と

なることを申し出よう。ごく当然のことながら、この肩書は護民官という肩書と両立する。諸君は人民でもあるのではないであろうか。……諸君の利害は、市民を構成する諸君の仲間たちの利害と異なっているのであるか。……また、彼らの信頼を得ている人物が諸君の信頼を獲得できないことがありうるのであるか。さあ、彼の言うことに耳を傾け、彼が諸君の大義を明確に弁護し、諸君のきわめて貴重な諸権利を勇敢に擁護し、また、諸君と諸君もその一部をなし、諸君が属している人民とのために……何をなすべきかを諸君に語ることに耳を傾けるがいい。

〔パリおよびその周辺にある軍隊の役割〕

とくにこの都市、革命の都市、自由の揺籃〔パリ〕の周囲に集められた諸君は何をするのであろうか。……諸君はなぜそこに呼び寄せられているのであろうか。……この都市の住民は叛徒なのであろうか。彼らを屈服させようとしているのであろうか……。これらすべての問題を明らかにすることは、どうでもよいことではない。

諸君がわれわれ〔パリ〕の城壁の周囲に巨大な包囲陣を形成しているのは、真の人民のためではない。この真の人民、すなわち勤勉で労働する人民は……パリにおいて、投機師やベテン師の群れに虐待され、発言を封じられ、軽蔑され、飢えさせられ、破産させられている。後者の類の連中〔投機師やベテン師〕はしたがって、まさにきわめて公然かつ犯罪的に、善良な人民に叛逆しているのである。ところが、わが戦士たちがパリの周囲全体に三列横隊の銃剣隊を展開しているのは、抑圧側を屈服させるため、そして被抑圧側を防衛するためであらうか。そうではない。まったく逆なのである……。彼ら〔当局〕は、被抑圧者を抑圧者に完全に隷属させ、抑圧者をその耐えがたい支配の座に、そして人民を哀れな無気力状態に維持するために、わが戦士たちの武器と力を役立てようと望んでいるのである。何ということか。当局が人民を防衛しようと望んでいるのであれば、人民は、外敵と戦うことを使命とする自分たちの仲間に思いとどまらせる必要はないであらう。その上、人民は自分たちだけで十分であらう。だが一部のために大衆を犠牲にしようと当

局が望むときには、外部の援軍が必要となる……。まさにそうしたときに、本質的に従順であるべきだと当局が言う兵士たちがそうした援軍になると信じている……。そのとき、政府と政府がもっぱら保護している邪悪な階層とが、恥も外聞もかなぐり捨てた。そのとき両者は、遠慮も包み隠しもなく、また破廉恥にも結託しつつ、あつかましくも法と呼ぶ残忍な規則によってあらゆる種類の不公正、きわめて激しい貧困、言語道断な隷属状態を是認した。「しかし」そのとき、そうした大罪があまりにもひどくなり、かつあまりにも明白となったために、人民の長期にわたる忍耐も尽き果て、また人民の信じやすさもまた、もはやその大罪に我慢できなくなっている……。まさにそのとき、当局は軍隊に眼差しを向けたのである。当局はこのような抑圧を維持し、永続させようという願いから、諸国の王を罰した人びとの腕を武装させている。まさに軍事政権が、彼らの主張によれば、人民は……食べるものがなくても、着るものがなくても、自由がなくても生きていとされる体制への人民の服従を強いるために樹立されたのである。しかも当局は、父親……、夫……、息子……、兄弟……、親たち……に、こうした体制への畏怖の念を起させようと願っているのであり、また、万一の場合には彼らが自分たちの子供、妻、父親、兄弟、友、両親を苦しめることさえ願っているのである。当局はこうして、人民のいまひとつ別の部分に対置しようと願っているのは、人民の兵士たちなのである（彼ら自身、人民なのであるが）。当局は、六年前（一七八九年）にきわめて正当な理由から蜂起を起した対象である昔の隷属状態よりもはるかにひどい、この隷属・屈辱状態……を、まさにこれらの兵士によって強化したがつているのである。

とんでもない。フランスの兵士たちは、けっして人民の敵、したがって自分たちの敵に使われる卑しい用心棒や残酷かつ無分別な道具であってはならない……。権力機関が非難されるべき存在となったとき、また再度そうした存在になろうと望んだときには、権力機関は銃剣に取り囲まれた……。権力が正当であるときには、権力は人民の力に支えられて十分に強力である。カペー（ルイ十四世）は七月一四日以前に軍隊による防衛を受けていたのであり、彼の意図がいかなるものであり、どれほどの量の犯罪的行為によって不可罰性を確保しようと望んだか……、これは周知のことで

ある。動機がまったく同一であるがゆえに、カペーの真似をする人びとが同じように不可罰性を確保しようすることがまったくないのかどうか検討することは間違っているのであろうか。

兵士諸君。諸君は、このカペーの軍隊が君主政的な規律の学校で養成されたとはいえ、非常に立派な行動を取ったことを思い出していただきたい。カペーの軍隊はその出自が人民であることを思い出したのであり、フランス近衛兵〔第二章原注〔15〕への補注〔*1〕を参照〕はサン＝キュロットを前にして銃を降ろしたのであって、これこそ永遠に称賛されることとなる模範なのである……。

〔兵士は政府の道具である、とする理屈〕

何と残念なことであろうか。なぜわれわれはより最近の、そしてあまり名誉でない時期を思い起こさなければならぬのであろうか。ジェルミナール一二日とブレリアール一日に、共和国とともに誕生し……、諸国王の手先たち……との戦いの中で名を上げたいくつかの大隊が、ひとりにはピシユグリユ、いまひとりにはムヌーという二人の忠実な従僕の命令に従うことによって、また彼らと一緒に、ボロ着をまとい、飢えて死にかけている人民を追撃することによって、それらの大隊の栄光を傷つけてしまった。何と残念な。こうした、重大な結果をもたらした不名誉な行動がなかったならば、われわれの卑しめられた境遇および貧困はもはや続いてはいないであろう。人民相手の戦闘は、……人民の名において勝ち得たすべての勝利が人民にもたらした善よりも多くの悪を人民に対して与えた。フランスの諸方面軍は、……この損害の埋め合わせのために多くのことをしなければならぬ。フランスの軍隊はヴァンデミエール一三日の件で感謝されている。一般的に言って、兵士が手にする武器は真の人民の姿を見れば常に下ろされるべきなのであるが、贅沢ななりをした人民に対しては例外が存在するからである。しかし、ブレリアールの忌まわしい日々を償うにはヴァンデミエール一三日が何度必要であろうか。ヴァンデミエールには諸君は勝利し、貴族 *Patriciat* と王政主義とに一泡

吹かせた。これは今でも適切なことである。……これら二種類の化け物に打撃を与えることは有益なことであり、それらに似つかわしいことである。しかし、打撃を与えることによって、何をしようとしているのかを知っておかねばならない。勝つだけで十分なのであるか。いや、そうではない。それに加えて、勝利を有効に用いなければならぬ。諸君がヴァンデミエールにやらなかったことは、まさにこれなのである。最近、国内軍第一師団の名の下に出たばかりのソリニヤックの請願書には「ヴァンデミエール、三日の兵士たちは……政府のために戦っていた」と書かれている。これは嘆かわしい真実であり、おそらくはこの軽蔑すべき文書に含まれている唯一の真実である。卑屈な曹長ソリニヤックは、その真実を描くとともに、彼の卑屈な代物に国内軍の名前をとどめるといふ途方もない偽造を行なうのにもうつつつけの人物であった。その通り。残念なことに……ヴァンデミエールに諸君は政府のためにのみ戦い、勝利した。……諸君は、その勝利を人民および諸君のために実り多く、かつ決定的なものとすることができたかもしれない。しかし、その勝利にはならず、諸君が勝利をもたらしてやった政府は、以前よりもいっそう厳しく人民と諸君とを隷従させることによって、諸君に謝意を表したのである。そうした機会が（再び）生じた際には、諸君は少しもより賢明にならないのであろうか。それともそのときには、諸君は人民のために戦うのであろうか。……私はそう信じざるをえない。ソリニヤックなる不名誉な人間が諸君のものとしている、以下のような卑屈な言葉遣い、品のない言い回しは諸君の意見の表現ではありえない。……何ということか。諸君は「われわれの銃剣を指揮しているのはわが上官たちである。……われわれの腕は国家権力の執行者のために武装されている。……われわれは政府の……護衛兵なのである。……」と言ったのである。いやはや、こうした奴隷の言葉が共和主義の兵士たちによって語られた、とされているのである。彼らの口は、自由を踏みこじらうとした侮辱の言葉で汚されている、というのである。……以下のように語ったのも諸君だとされている。「人民のあらゆる権利に対する侵害者たる支配者たちよ。心配するには及ばない。何ひとつ恐れることはない。あなた方に対してあの憤慨した人民と大胆な護民官たちがそろって上げている訴えなど無視すればよい。

どのような不平にも耳を貸さなくてよいのである。あなた方の抑圧に対する煩わしい抗議など踏みにじってしまえばよい。結局のところ、抑圧は抗議に耐えるために生まれたのだから。専制支配者たちよ。われわれはあなた方の兵士である。われわれはあなた方の横暴とあなた方のあらゆる強奪行為とを支援する。われわれは、必要とあれば、自分たちの父や兄弟たちをも苦しめ、打ちのめすであろう。われわれは、あなた方の我慢のならない、前代未聞の支配を維持するためなら、自分の息子たちをも（……中略（オリジナル版、『護民官』紙ともに二行半分）……）皆殺しにする。われわれは自分の姉妹や母親の腹をえぐって殺す。われわれは、あなた方が祖国の隷属状態を強化するのを支援する。われわれは自分自身の手で自らをしっかりと鉄鎖で束縛すべきなのである。……えっ、何だって。われわれは、指揮官たちのいかなる後押しにも絶対的に従う、動く機械、生きた糸操り人形、感情のない指操り人形ではないのではなからうか。わが歩兵たちを指揮しているのはわが上官たちである。……われわれは政府の護衛兵である。その上、その代償としてわれわれはかなりの俸給を受けているのではないであろうか。不平をこぼす必要があるのでしょうか。われわれは少し前から二三人分のオト・ド・ヴ、イを貰ってはいないでしょうか。それを貰うに値しうることが何かあるのだろうか。このはかり知れない満足と引き換えに、われわれが同時代人と後世の人びとを抑圧するよう要求されても、たいしたことではない。やがて、一ヶ月後に、一週間後に、あるいは早くも明日から、もはや無一文になろうと、たいしたことではない。われわれは今日、オト・ド・ヴ、イがあるのだから。……かつてわれわれには、公式のデクレによって所有権……、農地……、年金……が約束され、保証されさえた。しかし、ではわれわれはこうした特典のために生まれてきたのであるうか。われわれのために革命が行なわれたなどと思うことは愚かなことではないであろうか。わが上官たちにとっては結構なことであろうが。われわれは、総裁政府がわがボナバルト將軍に八〇万フランの自宅建築費を、われわれの参謀長デュヴィニョーには故オルレアン公のきわめて立派な馬車などを提供したのを見て、十分に満足すべきではなかったであろうか。これらはすべて素敵なことである。これらはすべて、兵士の目を楽しませるはずであり、また、彼にとっ

てはこうした光景を見て楽しめば十分なのである。大部分ごく貧しい農民、労働者や粗野な人間の息子であるわれわれにはそれ以上何が必要なのである。われわれの父親たちは、自分たちの主人や領主のご親切さに感心できることできわめて幸福だと自分を見做す下層民の群れである。立派な人びとをじかに眺めることを認めることは恩寵でさえあった。彼らの幸福は、大いに働き、半分しか食欲を満足させず、彼らの汗の成果があらゆる悪徳の中で腐敗堕落した少数の怠け者の楽しみや喜びを満たしていることを理解して満足することであった。われわれはその上何を求めるのであろうか。われわれはこの細民の子孫なのではないのであろうか。尻をむき出しにしてわれわれを生んだのは彼らなのではないのであろうか。ところでわれわれは、彼ら細民と同じ権利しか要求すべきではない。なぜわれわれに、革命の敵たちに対するお手柄へのご褒美として農地や年金のことが語られたのであろうか。違うのである。これらの褒美はわれわれのために設けられているのではけつてない。それらは、フランスのいたる所で火を付けようと望んでいた連中を撃退するためにわれわれが連隊に加わる決心をした必要があった時期には、約束すれば役に立つことだったのである。しかしわれわれはけつして、こうした約束がわれわれに対してまじめになされた、などと思つてはならない。われわれが赤貧の父親たちの家に戻ったときには、父親と同じように赤貧であり、金持ちたちの横柄な支配の下に這いつくばり、彼らのためににくたくたになるまで働き、朝から晩まで安い給料で働き、焼けつくような陽射しで乾いた半切れの黒パンを湿らすのに自分の汗しかない事態を覚悟しなければならぬ……。それでも自分の生をこうして永らえることのできる人は幸せである。それ以外の人……は物乞いに出かけることとなる。歩行困難な人たち、義足をつけた人たち、顎や腕などを砕かれた人たちが、街や通りをいっばいに埋めながら、潤沢な人びとの家の戸口の方にやつの思いで歩いて行き、一〇〇人に屈辱的な懇願を行い、九九九人から侮辱的な拒絶に遭い、一〇〇〇人目の家の戸口で朝食に必要なパンを売ってもらう代金の一〇〇〇分の一に相当するわずかな施しを受ける姿が見られるであろう。……しかし共和国の兵士諸君、こうしたことはすべて無視しておこう。政府は今の所はわれわれにオート・ド・ヴィをくれているのであり、酔っ払って、

先のことは考えないようにしよう。なぜ政府がわれわれオ・ド・ヴィを与えてくれるのか、検討することさえしないでおこう。陰気なお説教好きたちがやって来て、それは、革命が始められた際に意図されていた結果とはまったく反対の結果を革命に対してもたらすべく、われわれの卑屈な服従を取り付けるためであると言うが、そうしたお説教好きは追い払おう。彼らが言うには、それは人民およびわれわれ〔兵士〕の諸権利を、それらをすべて侵害した政府から取り戻そうと願う人民を阻止するように仕向けるためである。彼らが言うには、それは、その後にとりわけわれわれに對抗するためである。すなわちそれは、合法的に没収され、われわれに対する褒美に充てられていた亡命者たちと反革命派の財産が、取り戻され、返還されることによって、アシニヤ紙幣の下落と人民の破滅とを引き起こしてきているのであるが、彼らの財産の返還を強化し、保証するためである、と彼らは言うのである。……また、われわれが革命をその敵たちにとって有利なように方向を変えるがゆえに、また、われわれのものとなっていたであろう財産を革命の敵が回復するのを手助けし、したがってわれわれの手からその財産を奪い去る人びとを保護することによって自ら放棄する以上のことをするがゆえに、革命に協力した後に、政府のこうした活動を支援することによって、われわれは反革命を遂行している、と彼らは言う。以上が、他の人びとよりも先見の明があると言い張っている人びとが語っていることなのである。しかし彼らの言うことに耳を傾けてはならない。われわれはオ・ド・ヴィを貫いているのであり、それがわれわれに必要なすべてなのである。人民、われわれの家族、そしてわれわれ自身を抑圧しよう。われわれの上官のことだけを考えよう、彼らの声だけに耳を傾けよう。彼らだけがわれわれの銃剣を指揮しているのであるから。われわれは、熟考することも、感情をもつことも、判断することもできない、操り人形やけたものや野蠻人にすぎないのである。カシラ右、カシラ左、これこそ、われわれが知らねばならないことのもすべてである。構工、撃テ。われわれは何がわれわれの前で生じているのか、尋ねてはならない」と諸君は語ったというのである。

「人民と兵士との共通性」

共和国の兵士諸君。以上が諸君のものとされている、醜悪かつ常軌を逸した理屈である。しかし、何と幸運なことであらう。こうした理屈は諸君のものではない。そうではない。諸君は祖国を殺したり、自分自身の死刑執行人になつたりはしないであらう。諸君は、人民が諸君を愛するのと同じように人民を愛している。人民が諸君を擁護しているのと同じように、諸君は人民を擁護していただきたい。諸君が己を忘れ、自分たちの明白な諸権利を擁護せず、要求しないことがありえても、人民は諸君のためにそれらの権利を要求し、擁護するであらう。人民がいかに諸君の境遇に関心を抱いているか、また、人民が兄弟愛的な配慮からいかに諸君の境遇のことを常に気にかけているか、諸君はすでに気付いているはずである。諸君に対する人民の心遣い、諸君の将来の運命に関して人民が抱いている不安は、父親が自分の子供たちに対して抱く優しさに似ている。いや、その優しさの実体でもないのであるうか。しかも、あの優しい母である祖国は、諸君のことを一度として忘れたことがなく、不安げな眼差しと慈愛に満ちた心で、危険の場合も栄光の可能性がある場合も常に諸君のことを見守り、また、祖国の親切さよりも強力な専制支配的な退廃によって諸君があらゆる種類の窮乏やひどい待遇を余儀なくされたときには、諸君の境遇を聞いて嘆き悲しむことを通じて諸君にこの上ない優しさを示していたのであるが、この優しい母は、繰り返して言うが、常に諸君に同じ関心を抱いているのである。疑いなく、祖国は諸君のうちに親不孝の息子姿を見出すことはないであらう。人民的な著述家たちの声を通して祖国が諸君に対して何を訴えているのか、耳を傾けていただきたい。さらに、共和国の春であった九三年に諸君に対して保証されたものを要求したことが主要な理由で解散させられ、断罪された（九六年二月末）、あの愛国派の集会が発した最後の言葉のうちに、その声を聞き分けていただきたい。五〇〇人院への請願書 *petition* の中で、あえて以下のような言葉を表明したときに、暴政の目にはパンテオン・クラブは十分に咎めるべきものとなつたのである。

「公正にも没収された土地を、裏切り者たちの家族に……一様に返還することによって、公共の富が損なわれてしまっ

た。いわば国民が商業のなすがままに、商業の略奪行為に委ねられたのであり、金持ちのみが、生存のための特権的な免許状を手にしたのである。……

立法府〔五〇〇人院と元老院〕が発しているすべてのデクレが、昨年の会期における方式から影響を受け続けている。すなわち、さまざまな反感と不信とを和らげるところか、それらを募らせている。硬貨とアシニヤ紙幣との間に差を設けることによって、一〔フラン硬貨〕対一五〇〔フラン紙幣〕という比率を定めることによって、諸君は自らアシニヤ紙幣に致命傷を負わせたのである¹¹⁾。

パンテオン、祖国の兵士、……こうした言葉、ジャコバン派の言葉を聞いて、諸君の中で、貴族支配が広めた偏見に惑わされている人びとは、ある種の嫌悪感にとらわれてたじろぐ。(しかし)より正しい評価をし、より惑わされにくい人びとは、これら二つの呼称が人民の最良の友という呼称と同義であることを知っている。そこで後者の人びとは次のように自問する。あのジャコバン・クラブやパンテオン〔・クラブ〕の人びとはどこにいたのであろうか、と。友よ。安心していただきたい。彼らは死んではいけない。撤退している部隊はけっして潰走してはいるのではない。今もなお(それらのクラブの)誰もが、市民社会¹²⁾にいる人民ならびに軍務に服している人民のために秘密裏に活動しているのである。パンテオンはパリにのみあるのではない。それは共和国のさまざまな地点にも存在している。この共和国全体の護民官たるわれわれ、純然たる共和主義のこうした学院すべての名誉会員・系列会員であるわれわれ、それらの最良の営為の成果を纏め上げているわれわれが、それらの成果をわが兄弟たちに知らせ、どこに彼らのもっとも信頼するに足る支持者たちがあるか指し示す役目を担っているのである。兵士諸君。北〔北フランス、パドゥカレー県アラス〕に行きたまえ。そして、華々しいというよりはむしろ洞察力が深く、一時的にかつとなるといよりはむしろ持続的に固い決意に燃えており、善の代わりに善のうわべを機知に富んだ形で提示しようというよりはむしろ、率直に善を信奉している人物たちが育つ温度をもつこれらの地方において、諸君の権利を真に擁護している人びとを探してみたまえ。

民主政の英雄（ロベスピエール）が生を享け、諸君の護民官（バブーフ）が捕囚となった、あの都市に行ってみていただきたい。解体することが適切であると絶対権力が判断した中央のコミューン（パリ）のものに劣らず平民的なパンテオンがアラスにもある。共和主義的な兵士諸君、そこには今もなお、諸君の、そして人民の、勇敢で精神的な友たちがいるのである。続いて、彼らが諸君のために何をなしたかを読んでいただきたい。そして、彼らが少なくとも意図の点で、諸君自身になしうることに同じくらい諸君の役に立つのかどうか、われわれに述べていただきたい。

末尾に署名したアラスの愛国者から、五〇〇人院に宛てた請願書、

「議員諸君。

九三年六月四日および一六日、共和曆第二年ウァンデミエール一六日（九三年一〇月七日）、ニヴォーズ五日（九三年一二月二五日）、ブリュヴィオーズ二二日（九四年二月九日）、フロレール二四日（同年五月一三日）およびプレリアル一三日（同年六月一日）のデクレを¹⁶発した際の国民公会の意図は、疑いもなく、祖国の勇敢な防衛者たちの親たちに対し、彼らが経験している差し迫った必要に供しうる援助を保証することであった。……食料品のこの上ない高騰、食料品を買って支払う際のアシニャ紙幣の完全な価値低下、働き口の不足、あるいは働いて得る給料の低さ、これらすべてが、これまで彼らに与えられた金額が不十分であるだけでなく、設定された正当な目的をまったく達してもいない、ということ¹⁷を諸君に明らかに証明しているはずである。……議員諸君。人類にとって有害であるとともに、共和国にとっても不名誉なことでもあるさまざまな悪弊を改善するのは諸君の役目である。……また、自由の実直かつ勇敢な兵士たちのために、少し前に制定された法律を執行するという栄誉は諸君のものと定められている。……あるデクレでは、三億フランの国有地が割り当てられ、軍隊から最終的に帰還した兵士ひとりひとりに対して配分されるべきものと述べられている。諸君が最近行なった決議には、実質一〇億フラン分がこの同じ国有財産の

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（四）

九九（二五）

売却から除外され、別に取っておかれるものと、はっきり記されている。これらの措置はなるほど立派ではあるが、しかし立法府の揺れ動きを前にわが兵士たちと平等の友たちとを安心させるには不十分である。なぜ諸君は、早速にも、武装したわが兄弟たちに再び勇気を与えるのに適し、また彼らに戦争の労苦と危険とを張り切つて耐えるのにも適した措置の執行を命じえないのであろうか。なぜ彼ら兵士の帰還を待つ間に、きわめて痛ましい貧困にほぼすべて陥っている彼らの家族が近親の勇敢さに与えられる褒美を享受しないのであろうか。なぜ彼らの家族は、多くの英雄が農地を所有しようとして国境で血を流してきたし、また今もなお毎日流しているのに、その農地に住まずに、またそれを耕さずにいるのであろうか。……議員諸君。包み隠さずに申し上げるが、われわれは、彼らがきわめて大きな犠牲を払つて得た特典であるのに、その特典を諸君が彼らから奪い取ることを恐れている。さあ共和国の敵たちが流している中傷を黙らせていただきたい。わが兵士たちに対してなされた約束はけつして空しいものではないことを急いで民主派に証明していただきたい。ただちに、諸君が彼らの勇敢さに対して割り当てたあの部分の国有財産の配分を命じていただきたい。彼らの不幸な親たちに、彼らの勇氣の結果を前もって享受できる満足を手に入れさせていただきたい。彼らの不幸な親たち全員に、彼らの輝かしい戦闘が終わったときに彼らを受け入れるのに適した建物をその敷地に建てるための金を与えてやっていただきたい。彼らが今後は、その栄光を永遠のものとするために大いに貢献した国家の繁栄を祈願するだけでよくなることを」。

以下に署名。

〔義民官から兵士諸君に〕

兵士諸君。諸君にこのように語っているのは正真正銘の人民である。一方、当局が諸君の関心を惹こうとしているのは、この真の人民のためではない。当局が諸君に偽りの好意を惜しみなく与え、諸君にリキ、ユールやオー・ド・ヴイをふるまうのは、諸君が人民に奉仕するよう仕向けるためではない。そうではなく、人民に敵対して、しかも大

変に安く諸君自身の身を売る決心をさせるためである。諸君を買収しようと望んでいる裏切り者たる当局は、諸君のことがなんと解っていないことか。当局はすでに破廉恥な契約に署名したがゆえに、諸君も当局と同じように、その契約に従うという墮落に身を落としようとは見做しているのである。違う。そうではない。諸君は常に人民の兵士であらねばならない。人民のためにしか死なないことを、諸君のサーベルにかけて誓っていただきたい。諸君はすでに目にしたし、また今後も目にするであろうが、人民も同様に諸君のために、また諸君とともに死ぬ覚悟がきている。私は今日諸君の許から離れる〔潜行する〕。そうでなければ、アラスの民主派の願望以外にも、それに続いて、またそれと同じ趣旨で、人民の願望を物語るきわめて多くの証拠を諸君に提供するのであるが。また別の機会に再びこうした説明をすることがあるとすれば、それはやはり、いたるところで湧き上がる声、自由と平等を求める声はあらゆる人殺しの陰謀には目もくれない、と暴政に対して警告するためである。暴政が今日再び、その道具としている人びとのエネルギーを用いてこうした声を庄殺しようとする。……〔しかし〕逆境に学び、自分たちが犠牲者となってきた、深刻で、手が込んでいて、繰り返し行なわれてきた裏切り行為の思い出に苛立っており、敗北した際に彼らの身に生じるであろうことについて警告を受けている彼らはみな、新たな企てに抵抗することができ、また、あえて再び彼らと一戦を交えようとするような連中に対して、巧みさと力強さをもって対置すべきことをすべてわきまえている。高邁な兵士諸君。諸君も事情に明るくなったからには、抑圧を擁護する連中の共犯者となることも、また彼らに騙されることもはやないであろう。支配者たちがどれほど策略を弄しても、どれも彼らによい結果をもたらすことはないであろう。彼らは国内軍をしばしば入れ替えるという策略を用いているし、また、われわれのおかけで迷いから覚めた諸君が、われわれをもちや敵と見做さなくなりかねない、と彼らが思い込んだときには、彼らは諸君をわれわれから遠ざけている。われわれを攻囲下においている縦列隊形部隊は絶えず別の部隊に交代させられている。こうした小細工全体によってわれわれはどういう事態に導かれるのであろうか。フランスの方面軍すべてが次々

とやってきて、われわれの学校で教化され、われわれの熱烈な文書を読み、彼らが真実を知るのを妨げていた覆いを次々と破り、彼らを欺き、われわれを欺いている極悪人どもを見分けるようになるのである。

護民官、グラッキュス・パプーフ

パリにて、共和曆第四年ジェルミナル一〇日（九六年三月三〇日）

原注

〔1〕『護民官』紙第四一號（二七九六年三月三〇日付け）からの抜粋〔配布はジェルミナル二七日（四月一六日）〕。

〔2〕同様の買取手段がジュールダン¹に対しても試みられた、と言われている。さらにこうした手段は、この將軍から示されると予想された拒絶の程度に基づいて、その有効性を判断しつつ、彼以外のすべての將軍に対して用いられた手段よりいささか心惹きつけるやり方で選ばれた、との余談もある。六頭の良馬、鍔兜一両、ベネゼック男爵宅での盛大な祝祭、総裁政府のお気に入りであったこの大臣が北部方面軍の英雄（ジュールダン）の妻のために催した華やかな祝宴、さらにジュールダン夫人にリュクサンブール宮の馬車を自由に使えるようにした、まったく特別の榮譽の話もある。しかし、こうしたおもねりに対してあまり敏感でないジュールダンは、それでも依然として自由の將軍であり続け、人民と兵士たちから信頼を受けるに値し続けた、ということはある。

〔*1〕ジュールダン、ジャン・バティスト・Tear-Baptiste Jourdan（二七六二年四月リモージュ）一八三三年一月パリ）。七八年に志願兵となり、アメリカ独立戦争に参加。八九年七月末にはリモージュの国民衛兵隊中隊長。北部方面軍司令官として九三年一〇月にコブール（コーブルク）率いるオーストリア軍を破るなどの戦功。九四年一月に降格処分を受けるが、二月以降、モゼール方面軍を率いてケルン、フランクフルトなどを占領。九七年四月に五〇〇〇人院議員に当選。九八年五月には義務兵役制度（いわゆるジュールダン・デルブレル法）の採択に尽力。その後軍務に復帰。ボナパルトのクーデタには批判的であったが、新体制を受容し、元帥号を受けた。

〔*2〕 ベネゼック男爵 baron de Bénézech。爵位を受けたとの記述は見られない。本名はピエール・フランソワ・ベネゼック Pierre François Bénézech (一七四五年モンプリエー一八〇二年六月ハイチ)。有料案内広告紙の経営者、妻の出身がサン＝ドマングであったことから植民地との連絡事務所所長も。カルノーの知己を得、また組織力を買われて、九三年に公安委員会が設置した軍事委員会の委員長となって軍需生産を推進。総裁政府の下で内務大臣(今日で言う農相、文相などの職務)に。後に警察相に任命されたコションとともに「バブーフの陰謀」を弾圧。王党派との関係を疑われて九七年七月に更迭。ボナパルトのクーデタ後に国務院のメンバーになり、チュイルリ宮監察官を務めた。

〔3〕 実質一〇億フランは、実勢の三〇〇対一の比率では、アシニヤ紙幣三〇〇億フランである。これはまさに、要求するに値する額である。しかし、この金額のために取っておかれた国有地はどこにあるのであろうか。

〔1〕 護民官 tribuns du peuple (トリブヌス・プレビス tribunus plebis)。古代ローマにおいて前四九四年の「聖山事件」後に平民の身体と財産を守るために設けられ、平民から民会 comite によって選ばれた。序列は高くないが、高位の政務官の行為や元老院決議に対して優越権限による異議申し立て権(拒否権 veto)を有していた。

〔2〕 軍事護民官 tribuns militares (軍団將校という訳語も。トリブヌス・ミリトゥム tribuns militum)を指すのであれば、民会によって二四人選出され、各軍団に六人ずつ軍団指揮者たるコンスルの下に配属された。

あるいはトリブス・ミリトゥム・コンスラーリ・ポテスタターテ tribunus militum consulari potestate (執政官格軍事護民官)を指しているのかもしれない。常設ではなかったが、政務官の序列では、執政官(コンスル)に次ぎ、執政官の代わりに任命された。

〔3〕 プルトゥス、ルキウス・ユニウス Lucius Iunius Brutus。伝説によれば、前五〇九年にタルクイニウス・コラトゥスとともに最初の執政官(コンスル)となつて、ローマの共和政が始まったとされる。

〔4〕 ウィスケリヌス(ウエケリヌス)、スプリウス・カッシウス Spurius Cassius Viscellinus (Veeellinus)。前五〇二、四九三、四八六、四八〇年に執政官。四八六年の対ヘルニキ戦役で手に入れた土地を平民に分配したとされる。しかし同役から王位を狙っていると示唆され、任期終了後処刑された。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(四)

- [5] アルサ、テレンティルス C. Terentillus Arsa。前四六二年以来の平民の要求を前に、「二〇人委員会」の起草に基づいて、四五一〜四五〇年にローマ初めての成文法である「十二表法」を制定させた。
- [6] デンタトウス、マルクス・クリウス Marcus Curius Dentatus。前二九〇年に執政官に選ばれた。イタリアからエベイロス王ピュロス（在位前二九五〜二七二年）を放逐した後、ローマ市民に四〇アルパンの土地を配分した。
- [7] カヌレイウス Canuleius。古代ローマの護民官。紀元前四四五年にヤニクルム（ジャンニコロ）の丘への平民の結集を決定し、「十二表法」のうちの第十一表法を改めて、貴族（パトリキ）と平民と（プレブス）の間の結婚を合法的とするカヌレイウス法を採択。
- [8] ストロン、カイウス・ルキニウス Cains Lucinius Stolon。前二二〇年頃護民官から平民出身で最初の執政官に。平民すべてに対して一五〇アルパン以上の土地所有を禁止。
- [9] ビシュグリユ、ジャン・シャルル Jean Charles Pichereau（一七六一一年ジュラ県〜一八〇四年四月パリ）。修道会系の学校で学んだ後、ブリエンヌのコレージュで数学を教えていたが、八三年に歩兵として志願入隊し、八九年には特務曹長。革命勃発後、ブザンソンのジャコバン・クラブを主宰したこともあった。九二年一〇月からライン方面軍に加わり、翌年には少将に。九四年二月に北部方面軍を任せられ、オランダを征服、九五年一月にはアムステルダムに入城。同年四月のジェルミナル蜂起の鎮圧に参加。その後王党派との接触を疑われて解任。ジュラ県から五〇〇人院議員に選出され、王党派の後押しもあって議長を務めたことも。しかしフリユクチドルのクーデタでキヤナに流刑。九八年に脱走してロンドンへ。反ボナパルトの陰謀を企て、パリに戻ってきたが、逮捕され、テンブル塔に投獄。公式には自殺、しかし暗殺されたとの噂。
- [10] ムヌー男爵、ジャック・フランソワ・ド・ブセ Jacques François de Bussy, baron de Menou（一七五六年九月アンドンル⇨エ⇨ロワール県〜一八一〇年八月イタリア）。革命前に国王擲弾兵連隊少将。貴族から三部会議員に選出。九三年三月にヴァンデに派遣されるが敗戦を続け、軍務を離れた。九五年三月に復帰し、イタリア方面軍に加わった後、国内軍司令官に。共和暦第三年ブレイアール三日（九五年五月二二日）にフォブール・サン⇨タントワヌで蜂起を鎮圧。九五年一月初めの王党派弾圧に際しては躊躇。これが原因となって司令官を更迭され、ボナパルトが後任に。
- [11] ソリニャック、ジャン⇨バティスト Jean-Baptiste Solignac（一七三三年アヴェロン県〜一八五〇年モンプリエ）。八九一年に志願兵、九一年にヒレネ⇨オリヤンタル方面軍に大尉として従軍。九二年には参謀副官に昇進。マルセイユで連邦主義

者を放免したとして非難される。保安委員会によって逮捕され、ラ・フォルス監獄に五ヵ月収監され、共和暦第三年ブレイアールに釈放。ボナパルトに味方し、パリ師団参謀長に。警察隊解散を担当。その後もボナパルトの側近、一八一一年には男爵位を受け、少将に。王政復古期は除隊され、退役したが、七月革命後現役に復帰。『護民官』紙第四一号にはバブーフによる原注が付されており、ソリニャックの請願書は『ジュルナル・ド・コルマタン』レアル』紙第二〇六号に掲載された、と記されている。

[12] デュヴィニョー、ベルナル・エティエンヌ・マリイ（通称アキエユ）Bernard Etienne Marie Duvigneau (dit Achille)。一七七〇〜一八二七年。ヴァルミーの戦いで重傷。准将。「陰謀」露見時にパリ司令部に配属。

[13] 硬貨 *monnaie métallique*。総裁政府は、価値の下落から猛烈なインフレを招いていたアシニャ紙幣を九六年二月一日に廃止し、三月一八日に新たに土地手形 *mandats territoriaux* なる紙幣を発行。しかしこれはアシニャ紙幣の再版にすぎず、約一年後には当初の1%の価値しかもたなくなり、九六年二月には廃止。九七年五月二日に総裁政府は紙幣を断念し、革命前の金、銀、銅の硬貨に復帰することとした。

[14] 『護民官』紙第四一号には、ヴァントース七日（九六年二月六日）付け『自由人』紙を参照せよ、との注記が付されている。 Cf. *Le Tribunal du peuple ou Le Défenseurs des droits de l'homme*. Reproduction en fac-sim., 1966, EDHIS, p. 280.

[15] 九四年秋の『護民官』紙でテルミドール派を激しく攻撃したことに対し、保安委員会は四度にわたってバブーフ逮捕のテクレを発した。三度は逃れたものの、九五年二月九日について逮捕され、ラ・フォルス監獄およびオルシ監獄を経て、九五年三月一五日から九月一〇日までアラスの監獄に収監されていた。

[16] 九三年六月四日の法律は自ら生計を維持しえない戦争未亡人に遺族年金を支給することを定めた。また同日、重傷を負い軍務につけなくなった将兵に対して退役年金を支給するデクレが発せられた。

六月（六日）一六日のデクレは、負傷して軍務を続行できない軍人に対する恩給について規定。

共和暦第二年ヴァンデミエール一六日（九三年一〇月七日）のデクレは軍人に対して、また戦闘の中で、あるいは長期にわたる軍務の後に亡くなった軍人の妻に対する年金支給を命ずるもの。

ニヴォーヌ五日（九三年二月二五日）には一六本のデクレが発せられたが、明確に該当するものはないように思われる。ブリュウイオーヌ二二日（二四日）（九四年二月九日〜一二日）のデクレは、コロールデルボワの提案に基づいて、そ

れまでの関係法令間の整合を図ろうとし、戦争未亡人に対する補償金および年金、戦争孤児への補償金、父母および祖父母への年金の支払い方法を定めた。

フロレアール二四日（九四年五月一三日）のデクレは、代替兵として出征した軍人の両親に対してもブリユヴィオーズ二一日のデクレと同様の救済措置を定めた。

ブレリアール一三日と一六日（同年六月一日と四日）のデクレはブリユヴィオーズ二一日のデクレを補充するものであり、祖国防衛者の寡婦、子弟、両親などへの年金支給方式を規定していた。